

メタバース関連ソフトウェア等事例集

- バーチャルシティガイドライン Ver.1.5……………1
(2022.11.8 更新 バーチャルシティコンソーシアム)
- デジタル空間の経済発展に向けた報告書……………32
(2022.11.16 日公開 (一社)日本デジタル空間経済連盟)
- OVN3ライセンス Ver1.10……………42
(2022.6.1 更新 VN3ライセンスチーム)
- VRM パブリックライセンス文書 1.0……………53
(2021.8.5 制定 (一社)VRMコンソーシアム)
- Ocluster コミュニティガイドライン……………60
(2022.2.2 cluster)

バーチャルシティ ガイドライン

 virtual city guideline

— 抜粋 —



※全文は下記URLに掲載
<http://shibuya5g.org/research/docs/guideline.pdf>

バーチャルシティガイドライン

ver 1.5.0 (published 2022.11.08)

目次

目次	1
I. はじめに	4
II. ガイドラインの目的	5
III. ガイドライン上の用語の定義	6
1. 渋谷区公認 バーチャル渋谷	6
2. メタバース	6
3. 都市連動型メタバース / バーチャルシティ	7
4. エリア/ワールド	8
5. アバター	8
6. バーチャル・プロパティ	9
7. ブロックチェーン	10
8. シティプライド	10
IV. "人が主役"の渋谷モデルのまちづくり	12
V. バーチャル渋谷の設立の経緯	15
1. 渋谷エンタメテック推進プロジェクト	15
2. 渋谷5Gエンターテイメントプロジェクト	16
3. 渋谷区公認 バーチャル渋谷の誕生	16
VI. 都市連動型メタバースの設立	20
1. 都市連動型メタバースを設立する目的の明確化	20
(1) 目的に対する実現手法の判断	20
2. 実在都市の景観の再現性・改変	21

3. 構築するエリア	21
4. 「公共性」の考え方	22
5. 実在都市との連携・商流の整理	22
6. クリエイターエコノミーの活性化	23
(1) ブロックチェーン技術の可能性	24
(2) ユーザー主体による相互運用性の確立への活用	24
(3) オンチェーンとオフチェーン	25
(4) メタバースでのNFTの活用（ユーティリティ）	26
(5) 都市連動型メタバースでのNFTの活用	29
(6) ユーザーによる空間の自治の仕組み	30
(7) メタバースにおいてNFTを活用する際の課題	32
7. UGCの著作権	33
8. バーチャルオブジェクトの権利関係の整理と注意点	34
(1) 建物	34
(2) アバター	35
9. 個人情報の取り扱い	40
(1) ユーザーデータの収集と所有（個人情報の管理）	40
(2) プライバシー情報	41
(3) 個人情報と外国法	41
(4) 個人情報と独占禁止法	42
10. 電気通信事業法	42
11. 資金移動・管理	43
12. 独占禁止法	43
13. その他 各種事業法	44
VII. 都市連動型メタバースの運営	45
1. プラットフォーマーによる仮想空間内でのサービス等の提供	45

2. サービス提供者の行為と利用契約に基づくプラットフォームの責任	45
3. 事業者の広告に対する責任	46
4. 利用者の権利侵害行為	46
5. 海外消費者との紛争と準拠法・裁判管轄	48
VIII. 未整理・今後議論を継続すべき項目・論点	49
IX. コントリビューター	50
バーチャルシティコンソーシアム	50
KDDI株式会社	50
東急株式会社	50
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	50
一般社団法人渋谷未来デザイン	51
アドバイザリーボード	51
オブザーバー	51
連携団体	51

- I. はじめに
 - II. ガイドラインの目的
 - III. ガイドライン上の用語の定義
 - IV. “人が主役”の渋谷モデルのまちづくり
 - V. バーチャル渋谷の設立の経緯
- (略)

VI. 都市連動型メタバースの設立

1. 都市連動型メタバースを設立する目的の明確化
 2. 実在都市の景観の再現性・改変
 3. 構築するエリア
 4. 「公共性」の考え方
 5. 実在都市との連携・商流の整理
 6. クリエイターエコノミーの活性化
- (略)

都市連動型メタバースやメタバースにおいては、ユーザーに運営が準備したコンテンツやサービスを一方的に「消費」させるだけでは、どれだけクオリティが高いものを提供としても提供者が限定されている限り、その提供スピードに限界があることから、やがてユーザーに飽きられてしまう危険性がある。そのため、運営が一方的にコンテンツを提供するのではなく、ユーザーの創造性を促し、コンテンツやサービスをユーザー自身の手で生み出し²⁰、プラットフォームを通じて他のユーザーに自由に提供できる環境を用意することで、多種多様なコンテンツやサービスをユーザーが体験できる状態を生み出すことが望ましい。

連携等が想定される。実在都市の拡張としての都市連動型メタバースという側面があるため、事業者単位で事業機会や連動すべきアセットを見極め、具体的な連動手段を検討することが望ましい。

¹⁹ 例えば「バーチャル渋谷 au 5G ハロウィーンフェス2021」ではJOYSOUND Presents “Machico 新感覚ひとりバーチャルカラオケLIVE ”等、リアルと連携した施策を実施した。

²⁰ 本ガイドラインでは、都市連動型メタバースやメタバース内での創作活動のみならず、プラットフォーム外のツール・ソフトウェアで創作し、プラットフォーム内に持ち込むことまでも想定している。

ユーザー自身の手で生み出したコンテンツやサービスを他のユーザーに対して提供する際には、定量化可能な経済的な価値などの対価が適切に渡される必要がある。ただし、この場合ユーザー自身にも「コンテンツやサービスの提供者」として責任が発生することになるため、プラットフォーム事業者は利用規約等を用いて、プラットフォームとユーザーとの間での責任分界点を定義しておくことが望ましい。

なお、経済的価値のみならず、定性的な非経済的価値が創作活動を通じて得られるようになる仕組みは、ユーザーの創造性を促す原動力になると期待される。この非経済的価値には、他のユーザーからの感謝や承認、注目のほか、コミュニティへの帰属意識や、自己表現なども含まれる。实在都市の文化でも、お祭りや神社において支援者の名前を記載する習慣があり、实在都市のコミュニティの中で、感謝や承認が価値として成立している。クリエイターとなるユーザーの中には、これらをモチベーションに活動を行う人もいる。そのため、都市連動型メタバースでも实在の都市のコミュニティや企業からの感謝などを通じてシティプライドを感じる機会や、多くの人が集まる場で注目を集められる機会を設計すると、活動が活発になると期待される。

(1) ブロックチェーン技術の可能性

ブロックチェーン技術およびブロックチェーン技術を活用した暗号資産やNFT、DAOは、都市連動型メタバースやメタバースを実現するうえで必ず利用しなければならないものではない。だが、NFTやDAOの活用先（ユーティリティ）として都市連動型メタバースやメタバースが活用される可能性については指摘されており、注目をされている。合わせてNFTによって、クリエイターがプラットフォームを限定されず、適切な対価や著作権分野の「追求権」のようにNFTが付与されたコンテンツのn次流通時の収益分配を受けられるようになるなど、経済的価値という側面からクリエイターエコノミーを活性化させ、都市連動型メタバースやメタバース上での創作または創作物をプラットフォームに持ち込むインセンティブとしても活用できる可能性がある。

ただし、あくまでも創造性を発揮するのはユーザーであるため、ブロックチェーン技術を活用するという技術要件ありきではなく、ユーザーの創造性を促すことを中心に考えてブロックチェーン技術の採用可否等、プラットフォームは設計されるべきである。

(2) ユーザー主体による相互運用性の確立への活用

「相互運用性」は、狭義には複数のプラットフォーム事業者が主体となって行うデータ連携のことであるが、広義にはユーザーが主体となって異なるプラットフォーム間でデータ連

携が行われ、連携されたデータを用いて複数のプラットフォームを利活用できる状態のことを指すと考えられる。

プラットフォーム事業者が主体の相互運用性については、「SSO（シングルサインオン）」や「OpenID」などを使ったID連携やアバター等のデータ連携などがすでに実現可能な状態ではあるが、ユーザー主体の相互運用性を実現するためには、ブロックチェーン技術や「Trusted Web」などの文脈で議論されている「自己主権型ID」または「分散型ID」の活用が期待されている。

メタバースにおける相互運用性の具体的な内容については、業界として議論がなされたばかりであり、かつ事業主体によってプラットフォームに相互運用性を取り入れるかどうかの選択が異なるため、具体的にどんな分野・データを連携させるべきか、その仕様はどうあるべきかといった点はまだ明確にはなっていない。

しかし都市連動型メタバースやメタバース上で、ユーザーが日常的に活動するモチベーションを高めるという観点から鑑みると、プラットフォームを横断して「デジタルアイデンティティ」を統一できること、言い換えるのであれば、メタバースプラットフォームを中心にデジタル上の自己同一性を認識するために必要なもの（アバター・アカウント名・ソーシャルグラフ・保有しているアイテム等）に注力することが適しているのではないかと考えている。つまり、プラットフォーム上での活動の積み重ねが、プラットフォームではなく、ユーザー自身に帰属できるような仕組みを作ることが重要である。

また相互運用性で流通させるものは「データ」が中心となるが、それだけではなく「ルール」や「規範」といった文化的な要素についても相互運用性においては重要になる。複数のプラットフォームを横断して、基本的なルールを共通化させることができれば、ユーザーがプラットフォームを活用する際に「学習コスト」を下げる事が可能となる。基本ルールを共通化したのち、プラットフォームやワールドの特色毎にローカルルールを設定し運用をしていくことで、異なる「文化」圏をユーザーが行き来しやすくなり、メタバースの「文化」の相互運用性を確立することができると思う。なお、複数のプラットフォーム間やワールド間での「文化」の相互運用性についてはまだ議論されているわけではないため、今後業界を横断して議論し、連携を図ることが重要である。

(3) オンチェーンとオフチェーン

都市連動型メタバース・メタバースのプラットフォームそのものや、すべてのデータをすべてパブリックブロックチェーン上（オンチェーン）に記録することは現在困難である。主

な理由としては、ブロックチェーンのデータ処理スピード（PoWの計算処理など）や、パブリックチェーン上のブロックに記録する際に1サービスが全体に与える影響の大きさ（公共財のフリーライドとなる）などのためである。

したがって、都市連動型メタバースやメタバースにブロックチェーンを適用させる場合、現実的にはプラットフォームのデータや処理のすべてをオンチェーンで管理するのではなく、オンチェーンで管理する保有者等属性情報・コンテンツデータの格納先などを書き込んだ「メタデータ」と、オフチェーンでこれまで通りリレーショナルデータベース等で管理する3Dオブジェクトなどの「コンテンツデータ」とに分け、これらの組み合わせで管理していくことになる。

ただし、この場合、ブロックチェーン上にメタデータは残っていても、コンテンツデータがプラットフォームのサービス終了などに影響して消えてしまい、利用不可能になるなどのリスクが存在することも否定できない。オンチェーンでコンテンツデータが管理できると、そういったリスクも避けられるが、一方でブロックチェーン上の処理などの課題から、現状ではブロックチェーン上に書き込めるデータ量は限定的となっており、ピクセルアートなどが中心となって運用されている。

(4) メタバースでのNFTの活用

メタバースでのNFTの活用の目的としては、クリエイターの収益化やユーザーのデジタルコンテンツの”保有”において、プラットフォームへの依存度を下げることが目的としている。なお、NFTの活用法については、現在あるユースケース以外にも今後活用方法は広がっていくことが考えられるため、今後の行方に注目している。

① アート・コンテンツでの活用

都市連動型メタバース・メタバースにおけるNFTの活用方法（ユーティリティ）として現在増えているものが「NFTアート」などのNFTが付与されたコンテンツである。従来であればコレクションしたり、SNSのアイコンに活用したりするなど限られたユースケースに閉じていたものが、メタバースというユーザーが参加可能な3Dの仮想空間サービスが誕生することで、メタバースの内部での活用が期待されている。たとえば、メタバース内で開催されるNFTアートの展示会や、特定のNFTアイテムを保持しているユーザーのみが入場できる空間・イベントの提供といったユーザーの空間へのアクセス権の制御といったユーティリティがすでに発生している。またNFTには保有者のブロックチェーン上の公開アドレス（プラットフォームごとの共通の公開アドレスである可能性もある）が記録されているため、

NFTが付与されたアバターがメタバースプラットフォームとは別のマーケットプレイスで販売され、保有者が変更されるといった、プラットフォームの経済圏の拡張にも活用されている。

なお、NFTアートといっても、その価値の裏付けの考え方は、NFTだからこその特別なものはなく、既存の絵画などアート作品の価値の裏付けと基本的には同一である。つまり、その作品の価値評価はNFTの有無によって、変化するものではない。ただしNFTが付与されていないデジタルデータと異なり、NFTが付与されたコンテンツについてはデータの原本性²¹が担保されていることでより価値を評価しやすくなった、ということと言える。そのうえで、作者や作品が制作されたときの時代背景などが加わり、「価値」として認識される。また物理的なアート作品とは異なる点としては、ブロックチェーンを使うことで、その証明書や所有者の来歴が透明性をもち、広く公開されていることで、第三者からも「検証」しやすい（価値の共通認識を確かめやすい）という特徴はあげられる。

② アート・コンテンツでの活用の際の課題

ブロックチェーン導入時のユーザーの学習コストの高さ

NFTを用いたサービスを提供する場合、現状ウォレットの作成やブロックチェーン特有の技術的な要素を学ぶために、ユーザーがサービスを利用するまでの学習コストが高くなっている。プラットフォーム事業者がNFTを導入する際には、プラットフォームのユーザー層などに合わせて、ユーザーの学習コストを低減するような仕組みが必要となる。

真贋性および発行元の信頼性

NFTはメタデータのみを記録している場合が多く、そのコンテンツの真贋性や権利侵害の有無について証明してくれるものではないことにユーザー・プラットフォームともに注意が必要である。ブロックチェーン上にはデジタルアートのメタデータしか記録していないため、例えば、著名なアーティストによく似た名前を制作者として（いわばなりすまして）デジタルアートのNFTを発行し、販売するといった問題は起こりうる。リアルな物品であれば、（革の手触り等の物理的な特徴で）真贋を区別できるかもしれないが、デジタルアートの見た目は全く同じであり、見抜くのは極めて困難なため、注意が必要となる。

²¹ トークンそのものは唯一であるが、コンテンツデータそのものはコピー可能であるため、本ガイドラインでは「原本性」という言葉を用いる。

そのため、ユーザーは購入前にNFTを発行した発行元（正確には発行元の公開アドレス）の信頼性を、ブロックチェーン上に記録された取引や過去に発行したNFTの内容などから確かめることが重要となる。合わせてユーザーはコンテンツデータの格納先を示すURIも確認し、格納サーバの管理者（またはサーバに紐づけられているドメインの管理者）が信頼に足るかどうか、またコンテンツデータの完全性が担保されているのかなどのチェックを行う必要がある。

プラットフォーム事業者としてはNFTの導入を採用する際に、利用するブロックチェーンだけではなく、コンテンツデータの格納先サーバやその運用体制についても検討し、ユーザーが確認しやすいよう、NFTの発行及び販売に向けてのプロセスや事業者の公開アドレスについても情報公開を行うことが望ましい。またクリエイター自身としても、適切なプロセスを経て作品を公表していることを自ら発信することも重要である。

著作権の移転の有無

よく誤解されるが、現状デジタルアートをNFT化したとしてもその権利の取り扱いは、従来の著作権法の枠組みの中で扱われる。そのため、原則として「NFTを購入する」という行為をおこなったとしても、その行為は原作品の著作権を権利者から購入者に譲渡することと同義ではないため注意が必要である。

NFTの売買契約、もしくはNFT上に付随するスマートコントラクトに、原作品の著作権の移転や利用許諾が契約で定められていれば著作権が移転もしくは定められた条件下での利用許諾がなされることはある。そのため、ユーザーがNFTを入手することで、何を得られるのか、については、NFTの発行者またはプラットフォーム事業者からわかりやすく提示することが望ましい。

n次流通時の収益分配の通貨

NFTの規格（EIP2981）により、NFTマーケットの独自規格ではなく、共通のものとして二次流通時に発行元の公開アドレスに対して、販売価格の一部を収益分配するというスマートコントラクトの機能を実装することが可能となった。しかしパブリックチェーンに対してEIP2981を利用したNFTを発行し、二次流通において収益分配を得ようとする場合、当該ブロックチェーンの暗号資産（または代替性トークン）で収益が分配される可能性があることに注意が必要である。

そのため、デジタルコンテンツをNFT化して収益の分配を受けようとするクリエイターは、国内においては暗号資産交換業の登録を受けている者が提供するウォレットまたは秘密

鍵の管理をユーザー自身が行うウォレットで暗号資産を受領することが適切である。この点について、NFT発行者またはプラットフォーム事業者はユーザーに対して注意喚起が必要である。他方でプラットフォーム事業者は、ブロックチェーン技術を活用し、NFTのほかウォレットログインなどを実装する場合には、採用するウォレットがプラットフォームのユーザー体験上適切なものになっているかどうかや、サポート体制の範囲がどこまでになるのかなどを十分考慮することが望ましい。

(5) 都市連動型メタバースでのNFTの活用

都市連動型メタバースにおいては、主に「实在都市の関係人口の増加」や、「シティプライドの醸成」、「实在都市の機能との連動」を目的としてNFTを活用することが考えられる²²。

「实在都市の関係人口の増加」および「シティプライドの醸成」という観点からは、「バーチャル市民」のように、会員権としてのNFTを発行し、提供するといった使い方がある。バーチャル渋谷では、NFTは発行しなかったものの、2020年に渋谷区のクラウドファンディング「You Make Shibuya」のリターンとして「バーチャル渋谷民」を募集し、バーチャル渋谷民のみが参加できる限定イベントを開催した。このときはNFTではなく、単なる「称号」として、シリアルナンバーとユーザー名を刻印したバーチャル渋谷民カードを発行している。NFTでの先行事例としては、山古志地域（旧山古志村）の「Nishikigoi NFT」²³がある。特産品（錦鯉）をモチーフにしたNFTを電子住民票として活用し、イベントへの参加権を付与するといった形でグローバルな関係人口の創出に向けて取り組んでいる。「Nishikigoi NFT」の背景には、エストニアで2014年より取り組まれている「e-Residency（電子国民プログラム）」がある。本プログラムにより、エストニア国民や居住者でなくとも、オンライン登録することで法人設立や銀行口座開設等、エストニア国内の一部サービスを利用することができるようになる。都市連動型メタバースの場合、NFT化したバーチャルな

²² FT（代替性トークン）についても今後活用されていく可能性があり、現在まちづくりに関する様々な領域でコミュニティトークン発行や地域通貨への適応が試行されている。例えばスポーツチームのファンコミュニティでは、応援への参加等に対してトークンを発行することで、トークンの価値向上（チームの成績向上によるブランド向上）やファンエンゲージメント向上が図られている。トークンにより、リアル・バーチャル双方での活動が活発化する効果が期待される。FTについては、信頼性を担保するためのトークン設計や流動性の確保についても重要となる。

²³ 公式サイト：<https://nishikigoi.on.fleek.co/>（最終アクセス：2022年11月7日）
 プレスリリース：<https://kyodonewsprwire.jp/release/202112144913>（最終アクセス：2022年11月7日）

住民証明を持つ人が（実在都市に居なくとも）、都市連動型メタバース上で様々な活動ができるほか、行政の協業次第で税収またはまちづくりに活用できる独自財源の確保なども期待される。

また、NFTの中には、御朱印やパスポートの入出国スタンプ、スタンプラリーのスタンプのように、特定の時間や時期に特定の場所を訪れた証として発行されるものもある。このようなNFTについては、POAP（Proof of Attendance Protocol）と呼ばれている。POAPは単純なイベントの参加証や来訪証明だけではなく、実在都市および都市連動型メタバース上で特定の条件をクリアした人に対してゲームの称号のようなアイテムとして発行し、提供することも可能となる。POAPを活用することで、実在都市と都市連動型メタバースを行き来するスタンプラリーのような回遊型のイベントや、都市の清掃活動などのボランティア活動への参加によってランクアップし実在都市や都市連動型メタバース上で特定のサービスを受けられるといった「実在都市の機能との連動」という観点のユースケース²⁴を実現できる。

「実在都市との連携・商流の整理」でも記載の通り、NFTを購入した際、金額の一部が実在都市または都市連動型メタバースに再投資される仕組みを用意できると望ましい。これにより都市連動型メタバースでの経済活動が実在都市を支えている感覚をユーザーが持つことができる。また都市連動型メタバースの経済活動を実在都市に還元する仕組みを整備できれば、行政機関や地域からのサポートもより本格的に得られると期待できる。例えば、渋谷ハチ公前広場で広告ビジネスを展開する東急は、収益の一部を地域に還元する約束のもとで事業の許可を得ている。バーチャル空間への投資をリアル都市に還元する仕組みを構築することで、単なる投機ではなく中長期的な視点での資金流入の実現が期待される。投機的な資金流入を防ぎ、持続的に発展していくためのアプローチとして、このような実在都市への還元や、実在都市の信頼性・機能に紐づくNFTの仕組みも有効であると考えられる。

(6) ユーザーによる空間の自治の仕組み

① メタバースの運営

公共性を持ったインターネット上の都市として仮想環境が発展していく場合、ユーザーらによる自治によって都市連動型メタバース上のワールド等が運営できる仕組みを用意できると望ましい。なお、メタバースの特性を活用し、ワールド単位のローカルルール設定をコミ

²⁴ このほか、屋外広告を掲載する権利をNFTで販売し、実在都市の屋外広告枠のみならず都市連動型メタバースの広告枠の掲載についても同一のNFTで制御する、といったユースケースも考えられる。

ユニティに託すという考え方も可能である。基本となる利用規約や法令を遵守するところを前提に、マナーのような「規範」については、ある程度定型化・一般化したものをワールドの管理を行うコミュニティやユーザーが選択し、選択したローカルルールを示すアイコン等を看板などに表示するといった機能もプラットフォームとして今後考慮することが望ましい。ただし、これはあくまでも規範であるため、利用規約に基づいた利用許諾契約の解除等を行うといった対応には介入しないことが前提となる。

自治においては必ずしもガバナンストークンを活用したDAOを組織できる機能を準備する必要はないが、自律的な運営のためユーザーによるオープンガバナンスについても検討する余地がある。なお、DAOについてはメタバースと同様に明確な定義はないが、「ブロックチェーン技術等を活用し、分散型ガバナンスを実現する組織形態」ということができる。DAOは「トークン」を保有する構成員が、組織の意思決定を伴う提案や投票に参加し、共通の目的達成に向けて構成員が主体的・協力的に関わることを可能としている²⁵。

② コミュニティ活動

都市連動型メタバースにおいては、その特性上、都市での様々なグループやコミュニティ等の組織的な活動が展開されることも推察される。前述の都市連動型メタバースの運営と同様、その活動が必ずしもDAOである必要はなく、最低限コミュニティとして活動できる機能が存在することが望ましい。

ユーザーがDAOを選択し、DAOで活動を行う場合、プラットフォーム事業者が自社プラットフォームにおいてDAOのガバナンストークンとプラットフォーム機能の連携させる必要が出てくる可能性がある。その場合、ウォレット等の仕組みと合わせて慎重に検討する必要がある。またDAOのガバナンストークンの発行方法（およびスマートコントラクトの内容）によっては、オンラインサロン等で発生しているような、発行者と参加者との間でトラブルが発生する可能性もある。またDAOで活動するインセンティブが主にDAOが発生するトークンの価値向上である場合、DAOの参加者が自分の持っているトークンを大量に販売することで市場価格が下がり、トラブルが発生する事例も見受けられる。

²⁵ただし一口にDAOといっても、その構成員ができること（法的に言えば、構成員に付与される権利の内容）によって、種々の業規制に従わなければならない可能性がある。また、私法上の整理としても、DAOが民法上の組合に該当しその構成員が無責任を負う可能性、権利能力なき社団として構成員が有限責任を負う可能性などが考えられるため、DAOに関する議論を注視する必要がある。

DAOについては既存のファンコミュニティや、オープンソースコミュニティ運営とは異なる考え方によって運営を行わなければならない、DAO特有のトラブルが発生する可能性もあるため、今後関連する団体とともに対応策を検討し、実施していかなければならない。ただし、これはDAOを忌避するべきということではなく、クリエイターエコノミーの活性化に向けて、都市運動型メタバース内での組織的な活動を適切に組成・運営していくために必要な機能を準備していくことが重要である。

(7) メタバースにおいてNFTを活用する際の課題

① クリエイターの収益化の実現に向けて

メタバースにおいて、NFTを活用することで、従来の手法とは異なる形でクリエイターの収益化を実現できる可能性が大いにある。クリエイターの収益化にあたっては、①流通過程での中抜き、②過当競争という2つの課題が現在存在している。

このうちNFTは、限りなく直接取引に近い状態を生み出し、プラットフォームへの取引の依存度を下げることができるようになるため、「①流通過程での中抜き」という課題に対する解決に寄与することができる。一方で、「②過当競争」については、制作ツール（デバイスやソフトウェア）の敷居が下がってきていることに加え、AIによるコンテンツ制作も活発化していることから、NFT単独では解決することはできない。

NFTが付与されたコンテンツ（ビジュアルやサウンドなど）は、二次流通・二次創作等で使用され、収益が上がった際に、その一部をNFT発行者側に還流するスマートコントラクトをNFTに組み込むことができる。こうしたNFTの特徴を生かして、n次流通のみならず、オープン戦略による収益化を目的にNFTが付与されたデジタルアートをパブリックドメイン等の制約の少ないライセンスで提供し、積極的に他のユーザーに利用を促すことで②の課題に対応するというアプローチも増えていくものと考えられる。

こうした利用形態は、複製で発展してきた都市文化を新しい収益モデルという側面から支えていく可能性がある。ただし「1億総クリエイター時代」の到来と、必ずしも「全員がコンテンツ制作で稼げる時代」とは合致しない点にユーザーおよびプラットフォーム事業者の双方が留意する必要がある。言い換えると、インターネットの登場によって個人の発信力が高まり、メディアの存在感が低下した結果としての情報格差の縮小は歓迎しつつも、その変化と変化の中で収益を上げることとは分けて考えるべきである。したがって、NFTはクリエイターエコノミーの実現に際し、機会不平等の緩和に一定程度寄与するが、実際に収益を挙げられることを担保するものではない。

② 公開アドレスの個人情報該否

公開アドレスについては、個人情報該否は原則提供元基準で判断される²⁶。そのため、プラットフォーム事業者が公開アドレスと自身で保有する利用者リスト等を突合して公開アドレスと個人を紐づけることができる場合には、当該公開アドレスは「個人情報」に該当する可能性がある。

その場合、当該公開アドレスを事業者が公表する場合には公開アドレスを保有する個人からの同意が必要となるため、プラットフォーム事業者はその取扱いに注意が必要となる。なお、「個人情報」には公表されている情報も含まれる。以上から日本の個人情報保護法とパブリックブロックチェーンにおける公開アドレスの取り扱いの整合性については今後議論が必要となるものとする。

③ その他の課題

NFTについては、その性質機能に応じて金融商品取引法や資金決済法などの金融規制に服することはある一方で、暗号資産該否について画一的な基準があるとまではいえず、金融規制に服さないNFTについて一般的にこれを規律する法律はないことから、今後のNFTの活用次第では新たな法律による規制がなされることも予想される。加えて、更新時の市場環境においては、NFTの投機的側面が注目されていることが多い。投機的な側面が注目される一方で、NFTが利用できる場所や価値が作られなければ、一般的なユーザーが離れてしまう可能性が高くなり、結果としてメタバース市場の成長を阻害する可能性がある。

そのため、ブロックチェーン・暗号資産や、メタバース、クリエイターといった利害関係者が業界を横断して、業界団体・事業者同士で連携を図り、ルールやユースケースを開発する等、事業者目線ではなく、ユーザー目線での仕組みの設計を行うことが重要である。都市連動メタバース内での組織的な活動を適切に組成・運営していくことが肝要である。

7. UGCの著作権

ユーザーがプラットフォーム内に持ち込む、またはプラットフォーム上で配信するユーザーの創作物（UGC | User Genarated Contents）の著作権については、創作者に帰属することが原則である。一方、プラットフォームとしては、①当該プラットフォーム自身が、

²⁶ 例外的に提供先で紐づけを行って個人が特定できる場合も当該情報は提供先において個人情報となる。

運営に必要な範囲で、UGCについて複製・公衆送信・二次的著作物の作成等を行うことが想定され、②さらに他のユーザーにより①の行為が行われることも想定される。

そこで、利用規約上は、UGCの権利が各ユーザーに帰属することを確認しつつ、①②のためにユーザーからの許諾や著作者人格権の不行使等を明記することで、ユーザーの権利保護とプラットフォームの円滑の運営とのバランスをとることが重要である。この際、当然ながらユーザーが自らのUGCに対して第三者の権利侵害をしておらず、権利を保有している、または権利処理を行っていることの表明保証等を利用規約に盛り込むことでプラットフォームのUGCに対する責任を限定的にしておくといった対応も必要となる。

また、プラットフォーム上での体験価値向上を行うべくUGCの数を増やすことを目的にn次創作を促す仕組みを構築する場合がある。その際には、改変等のn次創作を許容するための条項を利用規約に含めるだけでなく、UGCに対してクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを創作者が簡単に付与し、別のユーザーがUGCのライセンスを確認できるといった柔軟な権利処理を行うことができる仕組みを整えることが重要である。

8. バーチャルオブジェクトの権利関係の整理と注意点

(1) 建物

原則としてプラットフォーム事業者は、地上屋外については自由に実在する建物を通じて、景観を作ることができる²⁷。ただし、屋内²⁸についてはこの限りではないため注意が必要である。

また、ユーザー自身がコンテンツを作成できる「UGC」の考え方を取り入れ、プラットフォームやユーザーが、仮想空間上の都市景観を改変したり、空間内にオブジェクト等を配置したりできるサービスについては自由に行うことができる。ただし、元となった実在都

²⁷ランドマーク等の著作物性が認められる建物の場合、メタバース上の再現の方法や表現が、原作を曲解させるような場合や、原作者の人格を貶めるようなものである場合には、同一性保持権侵害の問題が生じる可能性がある点に注意が必要である。

²⁸ 建物・施設の内部のことであり、施設管理者によって人の往来が制限できる場所のこと。

市の利害関係者があとになっても参画できる余地を確保しておく等、实在都市へのリスペクトを持つことが重要である。

街中に掲示されているポスター等の著作物については、著作権法第30条の2の「写り込み」に該当し、利用できる場合がある。ただし「写り込み」に該当しないケースも存在するため²⁹、権利者の許諾を取得するか、許諾が得られている別の著作物等に置き換えておくことが望ましい。

看板等に付されている商標については、仮想空間上で何らの商品やサービスと紐づいておらず単なる景観として示されている場合は、商標権の保護の範囲内かどうかという議論は生じうる。一方、バーチャルシティの定義からは、仮想空間上の看板等を当該商標が示す商品やサービスとリンクさせることが望ましく、その場合は商標権の保護範囲内と考えられる。いずれにしても、将来の連携可能性を含め、实在都市の利害関係者に対する配慮は重要であるため、権利者や所有者から許諾を取得すべきであり、許諾を得てない場合には別のものに置き換えておくことが望ましい。

(2) アバター

アバターについては、作成方法や表現によって発生する権利等が異なるため注意が必要となる。著作権が認められるか否かの判断は難しいため、プラットフォーム側としては、原則として、アバターの創作者に著作権があることを前提として、適切に権利処理をする必要がある。

また、著作権が存在するアバターについては、メタバースのプラットフォーム上で利用する際、プラットフォーム側でアバターのモデルデータを複製し、同一の仮想環境にアクセスしているユーザーのデバイスに対して送信を行うことになる。そのため、アップロードまたは作成したアバターに関する公衆送信や複製、再頒布に関する許諾をプラットフォームの利用規約等に盛り込む必要がある。

²⁹メタバース上では、写り込んだ著作物に接近することにより拡大表示させることも可能であるため、このような場合「写り込み」として許容されるか否かは現段階では不明確である。

なお、相互運用性の確保という観点からは、アバターはユーザーのデジタルアイデンティティを保つ上で重要な構成要素となるため、アバターのデータ仕様の標準化³⁰やメタバースプラットフォームに依存しないアバターデータの保存方法の確立等について、今後業界を横断して連携を図ることが重要である。

① オリジナルアバター（アニメ調表現）

アニメ調のオリジナルアバターの外見は原則として著作権で保護される。ただし、オリジナルアバターを作る際、イラストレーターが原画を書き、それをモデリングしてアバターとして利用するケースも存在する。その際に原著作物である原画のライセンス次第では、原著作物の作者の意思によってアバターの3Dモデルが使えなくなるといった事象も発生してしまう。

また、ユーザーが有名キャラクターやランドマーク、美術品、商標等の他者の権利があるものをアバターとして勝手に制作、アップロードし、プラットフォーム上で利用することも考えられる。プラットフォーム上でアップロードする際にユーザーに対して、権利侵害をしないよう注意喚起するとともに、利用規約においては、アップロードするアバターについて第三者の権利を侵害していない旨のユーザーの表明保証を得るとともに、違法な投稿については投稿者による事前の同意なくプラットフォームが削除したり、差し替えたりすることができる旨を規定しておくことが望ましい。

② オリジナルアバター（リアル調）

3Dスキャナーやカメラ等を用いて、実在する人物が自分自身の外見を元にアバターを作成する場合がある。この際、自分自身の外見がそのままであったり、頭身や表現の世界観の変更を行ったりしてアバターを作成する。モデルとなる実在する人物の外見には著作権が認められない。またそれに対する変更が、単純にフォーマットに合わせるためのもの等、創作性が認められないような場合には、著作権が認められない。しかし、この場合は実在する人物の「肖像」に限りなく近いものとなるため、個人情報やプライバシー権等、肖像に関する法的リスクに対して注意が必要となる。

³⁰一般社団法人VRMコンソーシアム（<https://vrm-consortium.org>）では3Dアバター向けファイルフォーマット「VRM」の策定・普及を行なっている。

なお、スキャンの際に身に着けている衣類については意匠権による保護の対象となっている可能性³¹、および美術の著作物として著作権の保護となっている可能性³²があるものの、著作権に係る部分については「写り込み」として許容されるものと考えられる。

元になる人物が存在しないが限りなく実在する人物に見えるほど高精細な人型の3Dモデル、いわゆるバーチャルヒューマン/メタヒューマン/デジタルヒューマンはこの限りではない。

③ 付属オブジェクト・アバターアイテム

アバターが身に着けるアイテム（付属オブジェクト）にも著作権が認められる場合がある。付属オブジェクトを作成する際、実在する商品や商標等の他者の権利物を勝手に制作、アップロードし、プラットフォーム上で利用または販売するといったことも考えられる。付属オブジェクトにおいても、アップロードする際には利用規約で第三者の権利侵害をしていない旨の表明保証を盛り込んだうえで、ユーザーに対して権利侵害をしないよう注意喚起しておくことが望ましい。

なお、商標権においては、権利者が指定した商品・役務の範囲においてのみ権利が認められるところ、実社会において利用することのみを前提に指定商品・役務を設定しているケースがほとんどである。この場合であっても仮想空間において実社会の登録商標と同一の指定商品・役務区分にあたる仮想のアイテム等に、同一、類似の登録商標を表示した場合、実社会の登録商標と誤認・混同を生じるか、が問題となる。この点、現状明確な指針等ないため、権利者は、仮想空間の付属オブジェクトやアバターアイテムを商標権で保護するためには、実社会と異なる商品・役務を指定する必要がある³³。また、不正競争防止法により、周知表示の混同惹起行為（同法第2条第1項第1号）または著名表示の冒用行為（同法第2条第1項第

³¹ 対象の衣服が特許庁に意匠登録されている場合、意匠に係る物品の製造、使用、譲渡等は、意匠権の侵害となる。しかし、購入等によりユーザー自身が所有している衣服について、仮想空間上でのアバターによる着衣まで権利が及ぶか議論の余地があると考えられる。また、仮想空間上でのアバターの作成や表示が「意匠に係る物品」（衣類）の製造や使用といえるかどうか、についても議論の余地がある。

³² ただし衣類は応用美術品に属するため著作権による保護については議論の余地がある。

³³ 例えば、実社会における靴にかかる商標は、商品区分第25類の「履物」を商品として指定するが、仮想空間上のアバターに着用させる靴については、商品区分第9類に属する「オンライン上の仮想世界で使用する履物」を内容とするダウンロード可能なコンピュータプログラム」を商品として指定している事例がある。

2号)として差止を検討する余地もあるが、周知表示の混同惹起行為については、やはり商品や役務が異なることにより、混同を生じているか否か、が論点となる。実社会の権利者としては、自己の商品と混同が生じている、と言うために、自己の商品に相当する仮想空間上のアイテムを提供することが考えられる。同様に、仮想空間のオブジェクトやアイテムが意匠権で保護される範囲³⁴に該当するか、についても議論がある。これらの点は未だ議論の進んでいない問題であるため、産学官連携の上、継続して検討が必要となるが、現行法令に基づき保護される範囲をよく整理のうえ、都市運動型メタバースおよびメタバース市場の発展の可能性を過度に妨げることを無きよう、慎重に検討することが望ましい。

④ アバター制作ツールで制作するアバター

アバターを作成する際、髪型、眉、目の形等、限られた選択肢の中からしか選択できず、ユーザーによって作られるアバターが予め想定される範囲内のものと言える場合、アバターの外見に関して、著作権が認められない可能性が高い。ただし、外部のマーケット等で購入した付属オブジェクト・アバターアイテムを持ち込んで、アバターの外見をカスタマイズする等、無数にある選択肢のなかから選択できるようになっている場合は、アバター制作ツールで作成したアバターであっても著作権が認められる可能性がある。

⑤ アバターのキャラクター・人格

前述のとおり、実在人物をスキャンしたリアル調のアバターについては、個人の肖像に限りなく近いものとなるため、扱いに注意が必要となる。

一般的にアバターの「キャラクター」や「人格」については、ユーザーが仮想空間で一定期間以上継続的に活動を実施し、そのアバターを通じて仮想空間内で活動した時間や費用といったリソースを使うこととなる。そのため、アバターに関する権利やリソースを投入したコストに見合う既得権として、肖像権やパブリシティ権に類する権利のような、「バーチャル・プロパティ」（アバター以外の「権利のようなもの」も含む）については、現行法上では認められていないものの、利用規約において、バーチャル・プロパティに相当する利益を保護してゆくことが望ましい。

³⁴ 仮想空間の付属オブジェクトやアバターアイテムは、画像として意匠権の対象となる「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」に当たらない可能性がある。

アバターは仮想環境内でのユーザーの文字通り「身体」となるが、3Dモデルの制作者が著作権人格権に基づき、メタバース上でのアバターのユーザー行動までを利用許諾の中で規定しているケースがあるため注意が必要となる。

⑥ アバターの肖像権・パブリシティ権

アバターがユーザー固有の外見になればなるほど、仮想空間内でアバターの外見をスクリーンショット等で撮影され、公開された場合「肖像権の侵害」に類する問題が顕在化する可能性が高い。特に有名なアカウントやアバターについては、ユーザーのアカウント名や肖像に生じる顧客誘引力等が発生する³⁵ため、パブリシティ権に類する権利があるものとして扱っていくことがプラットフォームのみならず、仮想環境の利害関係者すべての共通の理解としていくことが望ましい。なお、肖像権やパブリシティ権は個人固有の外見と結びついた権利であるが、アバターにこれに類する権利を認める場合に、アバター（の外見）とユーザーが1対1で結びついていることを条件とすべきか、については慎重な検討が必要である。都市連動型メタバースといった仮想環境においては、実社会と異なり、ユーザーは利用するアカウントやアバターを変更することで、仮想環境内での自らの人格や外見を変更することができる。1ユーザーに対して、複数のアカウントやアバターを持つことをどこまで許容するかは事業者によって異なるが、できる限り複数のアカウントを許容していくことがプラットフォームの価値向上につながると考える。

一方で、アバターに関するバーチャル・プロパティに配慮して、仮想環境内においてスクリーンショット等を一概に制限するとなると、ユーザーの体験価値を損ねることになるとともに、プラットフォーム運営においてもマーケティング活動が行いにくくなるといった問題も生じる。またユーザーは、人格や外見を変更することができるという特徴もあるため、仮想環境においては撮影が自由にできる「パブリックスペース」と、みだりに撮影や記録されず、プライバシーに配慮された「プライベートスペース」³⁶とに分けて仮想環境を設計することが望ましい。なお、プライベートスペースにおいては、プラットフォームのマーケティング活動のためのデータ収集や、国家の警察権の介入については、厳密に規定する必要がある。規定にあたっては、「プライベートスペース」内での活動内容に応じて、通信の秘密に配慮する必要があることに留意する。

³⁵ VTuberはこの典型例である。

³⁶ 有償のライブイベントといったユーザーによる撮影が禁止されるイベント空間についても、プライベートスペースの一種となる。

9. 個人情報の取り扱い

(1) ユーザーデータの収集と所有（個人情報の管理）

メタバースの仮想環境内においては、実社会と異なり、プラットフォームはユーザーのあらゆる活動に関する情報が取得しうる立場となるため、ユーザーの個人特定につながる粒度の細かい（さらには個人の経歴や内面に係るセンシティブな）情報を取得することができる可能性が高いと考えられる。仮想環境を通じて取得した情報は、ユーザーに対するパーソナライズした広告や商品提案、ビッグデータ等への利活用といった、現在のインターネットサービスで行われているサービスと同様の活用方法が想定される。したがって、プラットフォームは、仮想環境内で取得する個人を特定する可能性のある情報について、その内容や利活用の方法を想定したうえで、個人情報の保護に関する法律に関する諸規制の遵守が求められる。

メタバースのプラットフォームに係る相互運用性を確保することで、プラットフォームの異なるプラットフォーム間で、特定のプラットフォームのユーザーが、当該ユーザーの仮想環境内のアイデンティティを保持しながら複数の仮想環境を利用（移動）できる場合、当該ユーザーのアイデンティティ保持のために（ID連携等）プラットフォーム間で個人情報の提供³⁷が想定される。

この個人情報の提供にあたっては、個人情報を提供するプラットフォームにおいて、原則として本人の同意（第三者提供の同意を含む）を取得する必要がある。一方で、当該個人情報の提供により個人情報を受領するプラットフォームにおいては、当該情報の取得経緯の確認等の義務が課されている。いわゆるメタバース領域に多くの事業者がプラットフォームとして参入する可能性があることから、各プラットフォームが独自の形式により同意取得や情報の取得経緯の提供等を実施すると、情報の提供側および受領側の双方の事業者の実務上の負担が増加するおそれがあり、また、個人情報の提供についてユーザーの予測可能

³⁷ 相互に第三者提供することや共同利用も考えられる。なお、後者については共同利用宣言を行うことでユーザー同意は原則不要であるが、慎重を期して同意を確認的に取得することも考えられる。

性や利便性を損ねる可能性³⁸がある。プラットフォーム間の移動に係る個人情報の提供に必要なユーザー同意取得やユーザーの情報の取得経緯に係る情報については、業界として共通フォーマット³⁹を導入する等して、プラットフォームとユーザー双方の利便性を高める試みが今後必要となる。

(2) プライバシー情報

ユーザーの検索履歴等、個人情報の保護に関する法律上の個人情報に該当しない情報であっても、プライバシーとして保護すべき場合（すなわち、当該情報の利用形態によってはクレームの発生やレピュテーションの低下のおそれにとどまらず、損害賠償請求等の対象となりうる）がある。仮想環境内で様々な活動が行われていくことや、バーチャル・プロパティの存在を鑑みると、既存のインターネットサービス以上にこうした情報のプライバシーの保護は重要であると考ええる。

プラットフォームのユーザーの行動情報の蓄積がユーザーにとって居心地が悪く、「監視」と感じられないよう、仮想環境を通じて取得し、利活用する情報をプラットフォーム自らが制限し、当該情報の取り扱いについてはその管理方針や管理方法についてのプロセスを公表する等して、透明性を確保することが望ましい。また、透明性確保に加えてユーザー自身が仮想環境を通じてプラットフォームに取得される情報の対象や利活用の方法をコントロールできるような仕組みを導入することが望ましい。

(3) 個人情報と外国法

日本域外のユーザーがプラットフォームを利用する場合も当然あるが、この場合には当該ユーザーが属する外国の個人情報に係る法律（著名なものとしては、「EU一般データ保護

³⁸ ユーザーからすると、仮想空間の移動についてのみ認識し、プラットフォームが異なることについて認識しない可能性があるため、当該移動に際して生じる個人情報の提供に必要な行為については、プラットフォーム間で類型化・定型化しておくことが利便性の向上、予測可能性を高めると考えられる。

³⁹ 同意取得の方法、提供に際して開示する情報取得経緯等に関する情報等の、個人情報を提供する場合、当該個人情報の内容や個人情報の保護に関する法律で必要な事業者の手続きの定型化を想定。

規則」（「GDPR」）が適用される可能性がある。なお、こうした法律については、域外適用⁴⁰されることが多い点に留意が必要である。

日本域内のプラットフォームが仮想環境を日本域外で提供する場合には、当該プラットフォームのサーバ等のシステム群が日本にある可能性があるが、日本域外のユーザーがプラットフォームを利用すると当該人の個人情報を当該国から日本に直接取得させることになる。そのため、当該国の法律に則った処理が必要となる。

(4) 個人情報と独占禁止法

プラットフォームがユーザーから取得する個人情報等の情報⁴¹については、当該情報の取得や利活用の態様によっては、ユーザーとの関係で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の優越的地位の濫用にあたる可能性がある⁴²。

個人情報については、基本的に個人情報の保護に関する法律に従った取り扱いをすればよいと考えられるが、同法に違反の場合には私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律にも違反する可能性があることに留意が必要である。また、ユーザーから取得する個人情報が該当しない情報であっても、当該プラットフォームがメタバースサービスの提供に必要な範囲を超えて当該情報を取得する場合には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する可能性があることについては注意が必要となる。

10. 電気通信事業法

メタバースにおいて、ユーザー間のクローズドな通信が不可（プラットフォームという場の提供のみ）であったとしても、（この場合には登録・届出が不要な電気通信事業を提供していることになるものの、）電気通信事業法上の「通信の秘密（＝通信の存在およびその内

⁴⁰ 個人情報を取り扱う事業者の拠点が当該国にない場合であっても、当該国の個人情報を取り扱う場合には、当該法律が適用される。

⁴¹ 個人情報の保護に関する法律上の個人情報のほか、個人情報には該当しないもののユーザーユーザーから取得した情報も含まれる。

⁴² 公正取引委員会『[デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方](#)』（令和元年12月17日）

容(その内容を推知しうる情報も含む))」の保護や、総務省の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が適用されることに留意する必要がある。

さらにユーザー間のクローズドな通信も可能となる場合には、電気通信事業法全体が適用され、届出や登録が必要になるほか、上記「通信の秘密」の保護等に加えて、事業法上の消費者保護に関する法令やガイドラインの遵守も必要となる。

11. 資金移動・管理

プラットフォームがユーザーに仮想環境内での決済手段を提供する場合には、その決済手段の方法に応じて、ライセンスが必要である。例えば、プラットフォームが仮想環境内のユーザー間の取引に係る代金の送金機能を提供する場合には、当該資金移動は「為替取引」⁴³として、資金決済法上の資金移動業者としての登録が必要となる。

なお、プラットフォーム上での決済が資金移動業（及び高額電子移転可能型前払式支払手段）に該当する場合には、（犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて）マネーロンダリング防止等の責任が生じる可能性がある点に留意が必要である。

12. 独占禁止法

メタバースのプラットフォームには一定の「ネットワーク効果」⁴⁴があり、利用者の一極集中が見込まれ、また、今後都市連動型メタバースが浸透してリアルとバーチャルの融合が進んだ社会においては、事業者によるメタバースへのアクセスが事業展開上不可欠になる可能性もある。

この場合、各事業者は事業展開にあたりメタバースを利用せざるをえず、その一方で、メタバースのプラットフォームの選択肢は乏しいと思われることから（非代替的）、プラットフォーム上で事業を行う者（以下「事業者ユーザー」という。）に対する行為（事業者ユーザーに不利益な利用規約の規定や要請等）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する可能性があり、プラットフォームは事業者ユーザーに対して慎重な対応が求められる点に留意する。

⁴³ 顧客から隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動させる行為

⁴⁴ サービスを利用する需要者の増加に応じて、そのサービスの価値が高まること

13. その他 各種事業法

プラットフォームは仮想環境内でユーザーが活動するための“場”を提供しているが、プラットフォーム内外の事業者からそのサービス商品の提供に関する業務を受託し、または広告等を実施する等をして、当該事業者のサービス商品の提供に尽力する行為をすることも考えられる。当該行為については、その態様によっては、当該行為の対象となるサービス商品の事業を規律する法律（以下「事業法」という。）において禁止またはライセンスが求められる可能性がある。

メタバース内では業界横断的に各業界の事業者の活動が想定されることから、プラットフォームが各業界の事業法に抵触しないよう、各事業法に抵触する行為の該否について境界線を明確にする必要がある。この作業は、プラットフォームが単体で実施するには重い負担であることから、メタバース業界としては、今後、業界横断的に事業法に抵触する可能性がある行為について整理することが必要となると考えられる。さらに、メタバース業界の発展のため、官民で連携し、事業法上での適用除外規定や業界横断的なライセンスを創設する等の対応も考えられる。

VII. 都市連動型メタバースの運営

本章では都市連動型メタバースを運営する際に特に注意すべき点と、考え方についてまとめる。なお、既存のプラットフォーム型インターネットサービスを運営する際の注意点と基本的には同様である。

1. プラットフォーマーによる仮想空間内でのサービス等の提供

プラットフォームは、基本的に仮想空間内でユーザーが活動するための“場”を提供するが、プラットフォームが仮想空間内で事業者として消費者と取引をする場合（例えば、直営店の出店等）には、消費者保護に係る諸法⁴⁵の遵守が必要となる。

2. サービス提供者の行為と利用契約に基づくプラットフォームの責任

プラットフォーム上で、プラットフォームとは別の事業者がサービスを提供する場合、サービス提供者が提供するサービス等については、サービス提供者と消費者間の契約に基づき、サービス提供者が負うことになる。

一方で、プラットフォームは消費者と利用契約（利用規約）を締結し、仮想空間を提供する義務を負っていることから、一般論として消費者が害されないシステムを提供する義務を負うこととなる。したがって、プラットフォームとしてはサービス提供者が適切なサービス等の提供がなされるための体制づくりやユーザーへの説明義務が求められる可能性がある。

この点、現行法下においてはプラットフォームの責任が個別具体的な事案に応じて判断されることになり、プラットフォームの責任が課題になる可能性がある。そこで、今後の課題として、適切な取引が実施できる体制の範囲の確定と共に、当該体制整備がなされた場合のプラットフォームの免責について、業界横断にて定めることが挙げられる。

⁴⁵ 例えば、特定商取引に関する法律（特に通信販売に係る規制）、割賦販売法（支払方法に関する規制）、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（事業者からの電子メール広告に関する規制）、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利用の保護に関する法律（主にEコマースに関する規制）等がある。

なお、プラットフォームの責任の制限について、プロバイダー責任制限法（以下、「プロ責法」という。）の適用ないし拡大がなされる場合には、対象となる権利侵害行為の明確化や、通信事業者の免責範囲の拡大等の調整が必要となる。プラットフォーム内での広告に対する責任や、ユーザーに対する責任については、プラットフォームとサービス提供者の責任分界点をあらかじめ法律で調整しておく必要が出てくる可能性もある。

3. 事業者の広告に対する責任

商品役務の広告については不当表示が禁止されているが、仮想環境内で事業者ユーザーがプラットフォーム上のサービスを利用する消費者たる個人（以下「消費者ユーザー」という。）に対してサービス商品に関してする広告については、原則として、当該事業者ユーザーが表示主体として当該事業者ユーザーが責任を負う。

仮想環境のプラットフォームは、仮想環境でユーザーが活動するための“場”を提供するに留まるものであるが、サービス提供者と共同でキャンペーンをする場合や、プラットフォームがサービス商品を提供する外観を有する場合には、プラットフォームも当該広告の表示主体として景表法上の責任を負う可能性がある。この点、プラットフォーム内の広告表示について、消費者庁ではプラットフォームに管理監督を求める意見が出されている。そして当該意見を基に、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利用の保護に関する法律が成立し、プラットフォームは事業者ユーザーの広告に関しても一定の責任を負う場合があることが明示されている。なお、本法律に規定する以外の場合において、プラットフォームが責任を負う場合も当然ながら考えられる。

このように、メタバースのプラットフォームが一方で、プラットフォームが仮想空間内のおよそすべての広告を監視監督は現実的に不可能と思われることから、プラットフォームとサービス提供者の責任分界点は予め法律で調整しておくこと等が今後の課題となる。

4. 利用者の権利侵害行為

ユーザーの権利侵害行為についてプラットフォームは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下プロ責法）に基づく責任を負う。現行のプロ責法の下で想定されている権利侵害行為は、主として名誉毀損・プライバシー侵害・著作権侵害・商標権侵害の行為が想定されていると思われ、こうした侵害行為については現行のプロ責法に基づきプラットフォームが侵害者の情報の開示義務の責任を負うことがある。

一方で、メタバースにおいては、メタバース特有の権利侵害行為⁴⁶が生じると思われるところ、プロ責法で想定されている権利侵害行為は現在の通信に紐づくサービス（SNS投稿等）を基礎に定められているにすぎないと思われることから、今後メタバースの発展に応じて生じる可能性のある様々な態様の権利侵害行為についてもプロ責法で広くカバーすることが志向される可能性がある。

この場合には、現在のプロ責法の対応であっても事業者の負う負担が大きいところ、メタバースでは利用者の行動の多様性に応じて多くの権利侵害行為が行われる可能性を踏まえると、プラットフォームのプロ責法に基づく負担は更に大きなものになると考えられる（その負担の大きさとプラットフォームの事業規模によっては、プラットフォームが事業としての採算が合わず撤退することになりかねない）。そこで、プラットフォームは、プロ責法に基づく責任を果たすためのシステムや体制を整備することを前提としつつ、プラットフォームが責任を負う権利侵害行為を特定して明確化や類型化する、権利侵害に対する一定の体制整備およびそれに基づく運用の実施によりプロ責法上の責任や損害賠償責任を免責する法整備をする等をして、プラットフォームの負担と権利を侵害された者の保護のバランスをとる必要がある。

なお近時、パブリックフォーラムの考え方⁴⁷が提唱されることもあり、メタバースがより公的な場になっていく場合には、メタバースがパブリックフォーラムの対象となり、プラットフォームが権利侵害行為や権利侵害と思われる行為の排除判断をすることが困難になる可能性がある。

また、近時問題とされるヘイトスピーチやフェイクニュースの削除管理についても、表現の自由との関係でその調整が困難になるおそれがある。そこで、権利侵害行為に係る対応については、プラットフォームによるユーザーの管理というトップダウンのガバナンスのみ

⁴⁶メタバースについては原則として特定の文化圏に閉じたものではないため、宗教や文化の違いにより、制作者が意図せず、誤解を生じさせるようなアバター表現やユーザー行動から生じるトラブルも今後顕在化する可能性があるため注意が必要となる。特にユーザー行動については、ハラスメント行為等、2Dのインターネットサービス以上に、アバターという身体を持つことによって顕著となる問題が予想される。これらの防止策等についてもプラットフォームは可能な限り検討することが望ましい。このほか、青少年の利用トラブルや、リアルマネートレード等、メタバースにおけるトラブルが今後顕在化していく可能性がある

⁴⁷一般公衆の用に供される場所（道路、公園等）において、その本来的な利用目的に支障をきたさないかぎり、表現活動の場としてアクセスする権利が認められる考え方をいう。

ならず、前述のDAOようにメタバース空間内のユーザーの自治を取り入れたオープンなガバナンスによって運営する仕組みを徐々に整備してゆくことも重要である。

5. 海外消費者との紛争と準拠法・裁判管轄

裁判管轄や準拠法は、原則として訴訟の内容に応じて民事訴訟法や法の適用に関する通則法に定められているが、ユーザーとの契約（利用規約）によって定めることも可能である。ただ、消費者ユーザーとの契約については、利用規約で消費者の常居住地以外の準拠法が選択され利用者と合意していたとしても、当該消費者が後に自らの常居住地法の特定の強行規定の適用を求める意思表示をした場合には、その強行規定が適用されることになるため、消費者ユーザーとの契約については、利用規約の内容に拘わらず海外法の消費者契約に係る法律が適用される可能性があることに留意する必要がある。

また、海外の消費者が現地の紛争解決機関に直接紛争を持ち込むことが考えられ、プラットフォームは海外の機関での訴訟や仲裁等に臨まなければならないリスクがあることにも留意が必要である。

VIII. 未整理・今後議論を継続すべき項目・論点

2021年11月から更新時までの議論の中で、未整理かつ今後議論を継続すべき項目や論点を一部列挙する。

- ・ メタバース上での新たな権利保護（メタバース内での意匠権・商標権の保護、バーチャル・プロパティの内容や範囲の類型化）
- ・ UGCにおけるn次創作を促すためのオープンライセンスの選定や策定等、柔軟な権利処理を行うことができる仕組み
- ・ クリエイター・IPホルダーに対する理解醸成
- ・ Web3とメタバースが融合した際の事業領域ごとのライセンス・規制の整理
- ・ 複数のメタバース間での相互運用性を確保するための仕組み
- ・ メタバースプラットフォーム間の移動に係る個人情報の提供に必要なユーザー同意取得やユーザーの情報の取得経緯に係る情報の共通フォーマット
- ・ メタバースのオープンガバナンス
- ・ メタバース特有の権利侵害に関して、プラットフォームが責任を負う権利侵害行為の明確化・類型化
- ・ 利用規約およびプライバシーポリシーのテンプレートの策定

IX. コントリビューター (略)



日本デジタル空間 経済連盟

デジタル空間の経済発展に向けた報告書 概要版

2022年11月16日
一般社団法人日本デジタル空間経済連盟

※全文は下記URLに掲載
<https://jdsef.or.jp/about/achievement.html>

Strictly confidential ©2022 Japan Digital Space Economy Federation All Rights Reserved.

報告書作成の背景と目的



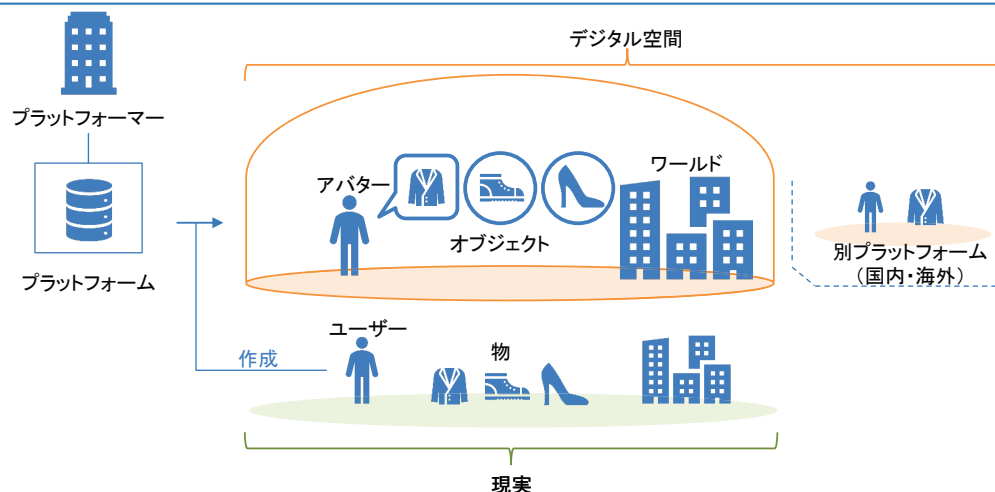
背景

- デジタル空間上でのビジネス活動に注目が集まっている一方、事例の少ない未知な領域であるが故に、効果的なビジネスモデルが不明かつ、リスクの全貌が見えないため、国内企業は参入に慎重にならざるを得ない。
- 特に大手企業は『安心・安全なデジタル空間上での経済活動』を第一にビジネスの展開を考えており、法的にグレーゾーンな領域には踏み込めていない状況がある。

目的

- デジタル空間上でのビジネス発展に向けて、価値のある情報や整理すべき課題が何か、を明らかにするため。
- 本報告書を元に、関係省庁・関係団体と議論を行い、デジタル空間上でのビジネスの環境整備を進めるため。

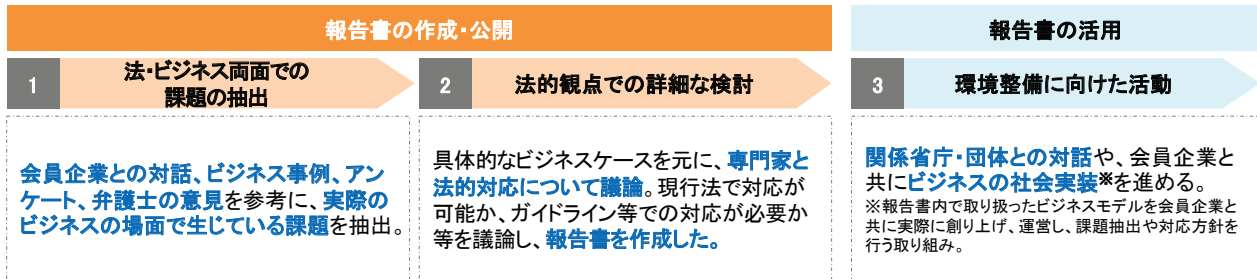
デジタル空間全体像



Strictly confidential ©2022 Japan Digital Space Economy Federation All Rights Reserved.

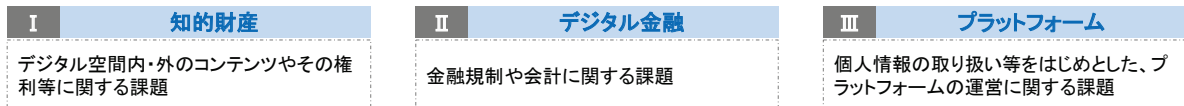
- 本報告書は、弊連盟の会員企業が抱える課題や今後顕在化するであろう課題を抽出し、弁護士、公認会計士、大学教授等の専門家と議論することで、それに対する対応方針をまとめたもの。

進め方・今後の動き



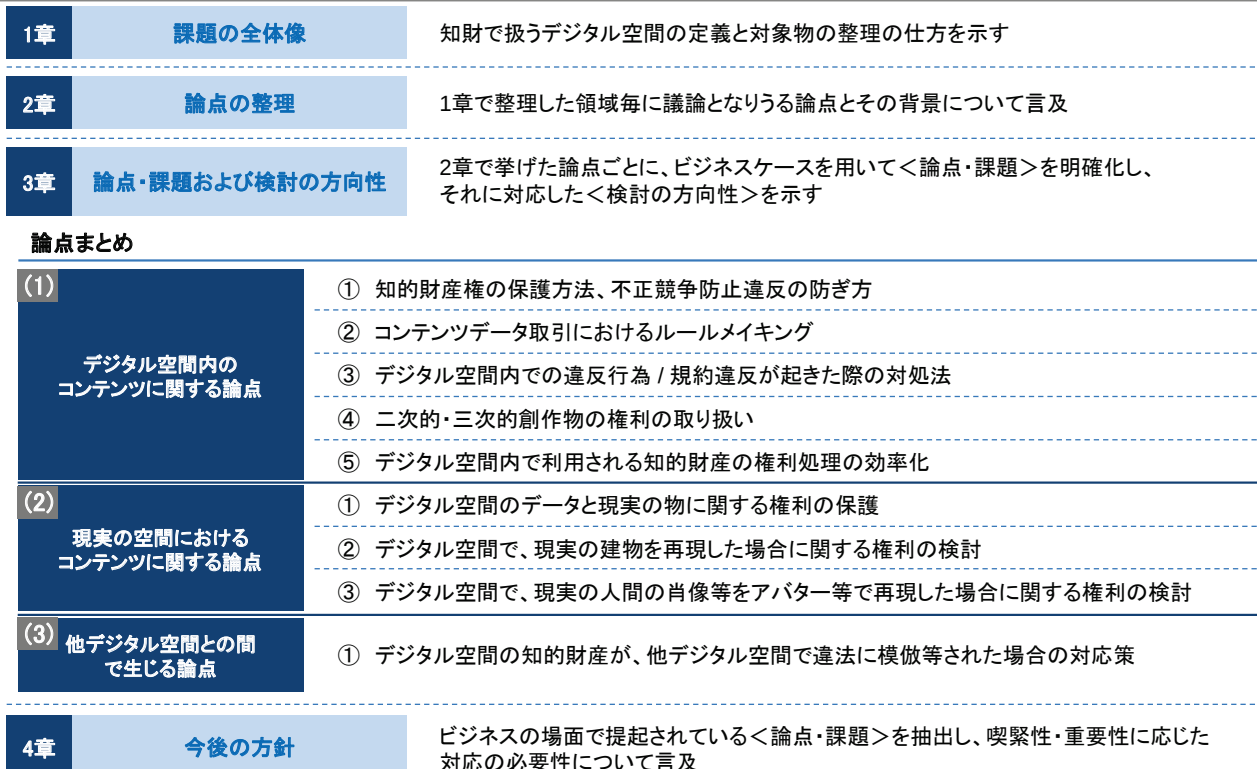
構成

- デジタル空間上のビジネス発展に向けた課題について、以下のテーマに分け、報告書にまとめた



I「知的財産」 | 構成のご説明

- 本報告書の構成は以下の通り。特に3章では具体的なビジネスケースを元に〈論点・課題〉を設定し、〈検討の方向性〉を策定した。



- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) デジタル空間内のコンテンツに関する論点		(2) 現実の空間におけるコンテンツに関する論点	(3) 他デジタル空間との間で生じる論点
No.	論点・課題	検討の方向性	
知的財産権の保護方法、不正競争防止法違反の防ぎ方			
①	デジタル空間でユーザーが作成したUGCを、他ユーザーが無断で模倣し、デジタル空間上や現実空間で、同様の物品を製造・販売する可能性がある。	模倣行為に対する 現行法上の権利保護のあり方 に関して、ユーザー向けの ガイドライン等の形で、具体例を用いてわかりやすく解説 しておくことが有益。 一方、プラットフォーム側としては、必要に応じて、 デジタル空間内で行われる上記のような模倣行為へ対応するための体制や仕組みづくり(権利侵害への対応措置を定めた利用規約の整備、権利侵害通報窓口の設置、削除申請手続の構築・周知等) を検討することが考えられる。	
コンテンツデータ取引におけるルールメイキング			
②	デジタル空間において何らかのコンテンツと紐づけられたNFTが販売される場合、ユーザーが、NFTを購入することによって得られる権利を明確に認識しないまま、NFTを購入する可能性がある。	NFTマーケットプレイス運営者等のNFTの販売に関する 事業者が、ユーザーに対し、NFTの購入によって取得する権利を正確かつ分かりやすく説明する必要がある 。加えて、均一な説明を業界を通して行う事が、ユーザー認知には重要と考えられ、 最低限説明すべき内容をガイドライン等の形で明確化しておくことが有益 と考えられる。	
デジタル空間に関わる違反行為/規約違反が起きた際の対処法			
③	ユーザーが作成したUGCを第三者が無断でNFTコンテンツとして利用し、NFTを発行し、流通させる可能性がある。	NFTの発行時に、著作物の当該NFTコンテンツとしての利用が適切かどうかを見抜く仕組み(例: Youtubeのコピライトマッチツールなど)を設ける事例は少ない。そのため、権利者に無断でNFT化されていたことが判明した場合に、NFTコンテンツを削除する権限がある者(事業者、等)が、 当該NFTコンテンツの権利者又はその代理人からの請求を受けて、事後的に削除・取引停止等の措置を円滑に講じることが適切 だと考えられる。 なお、講じる対応については、 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が公表する各種ガイドラインを参照 することが求められる。 加えて、NFTの削除は難しい場合は、次善の策として、NFTの発行者への上記取引手数料の還元を止める観点から、かかるNFTの譲渡を禁止するための法改正を検討する余地もあると思われる。	

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) デジタル空間内のコンテンツに関する論点		(2) 現実の空間におけるコンテンツに関する論点	(3) 他デジタル空間との間で生じる論点
No.	論点・課題	検討の方向性	
二次的・三次的創作物の権利の取扱い			
④	デジタル空間において、著作権を持つ者からの許諾を得て翻案、その他の利用が可能とされているコンテンツについて、ユーザーが独自のアレンジを加えた新たなコンテンツを作成した場合、そのアレンジに係る著作権の帰属や当該二次的著作物の利用可否等の規律について、整理が求められる。	ユーザーのアレンジにより新たに作成されたコンテンツの 権利関係等 に関して、 ガイドライン等の形で、現行法のルールをわかりやすく解説 しておくことが有益と考えられる。 他方で、 個別ケースにおけるプラットフォームやサービス提供事業者の意向や、コンテンツの性質等に応じて、利用規約等による権利関係の調整等を行うことも可能 であり、その場合は利用規約等で規定すること考えられる。	
デジタル空間内で利用される知的財産の権利処理の効率化			
⑤	デジタル空間内において、ユーザーが他人の著作物を利用して独自の創作性を有するコンテンツを創作する場合、当該著作物について権利処理をしなければならないが、この場合にユーザーが負う権利処理の負担を軽減するためにどのような方法が考えられるかについて、整理が求められる。	YouTubeやTikTok等のUGCが投稿されるプラットフォームサービス運営者と同様に、 JASRAC等の著作権等管理事業者との間で包括契約を締結することによる、権利処理の負担を軽減 することが考えられる。また、権利処理の必要性は音楽著作物以外にも求められることから、 別の種類の著作物についても同様の手法を横展開することが考えられる 。 加えて、以上に關連して、今期の文化審議会著作権分科会法制度小委員会において、政府の「 知的財産推進計画2022 」における方針も踏まえ、「 簡業で一元的な権利処理と対価還元の制度化 」について検討が進められており、今後の動向に注目が集まる。	

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) デジタル空間内のコンテンツに関する論点		(2) 現実の空間におけるコンテンツに関する論点	(3) 他デジタル空間との間で生じる論点
No.	論点・課題	検討の方向性	
デジタル空間のデータと現実の物に関する権利の保護			
①	現実存在するコンテンツを、デジタル空間内でユーザーが模倣するケースへの対策を練る必要がある。	模倣行為に対する 現行法上の権利保護のあり方に関して、ガイドライン等の形で、具体例を用いてわかりやすく解説しておくことは有益 。 一方、プラットフォーム側で利用規約等により、 UGCの許容範囲、禁止の対象とする模倣行為、禁止行為に対する措置対応を明示しておくことや、禁止行為を認知・発見するための仕組み作り が重要に思われる。	
デジタル空間で、現実の建物を再現した場合に関する権利の検討			
②	デジタル空間内で現実の建物を再現、又はアレンジを加えたオブジェクトを作成する場合、現実の建物に関する権利者からの許諾取得が必要か、整理が求められる。	現実の建物を(時にはアレンジを加えて)再現する際には、事業内容やリスク許容度に応じて個別に許諾取得の要否を検討することも求められる為、検討の一助として、 現行法上の整理を踏まえたガイドラインを作成し、許諾の要否を判断する上での材料を提示することが有益 に思える。 また、デジタル空間上の建物が現実世界で模倣されるケースも考えられる為、 違法となる行為等については予め利用規約で禁止する事 が重要であり、 ガイドライン等において利用規約作成のポイントを整理することは有益 だと考えられる。	
	デジタル空間内で現実の建物を再現し、広告を付加する場合、現実の建物や広告に関する権利者からの許諾取得が必要か、整理が求められる。	広告を付加する際には、事業内容やリスク許容度に応じて個別に許諾取得の要否を検討することになる為、検討の一助として、 現行法上の整理を分かり易くガイドライン等において解説することは有益 だと考えられる。 また、ユーザーが独自にデジタル空間上に再現した建物に広告を付加することも考えられる為、 違法となる行為等については予め利用規約で禁止する事 が重要であり、 ガイドライン等において利用規約作成のポイントを整理することは有益 だと考えられる。	

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) デジタル空間内のコンテンツに関する論点		(2) 現実の空間におけるコンテンツに関する論点	(3) 他デジタル空間との間で生じる論点
No.	論点・課題	検討の方向性	
デジタル空間で、現実の人間の肖像等をアバター等で再現した場合に関する権利の検討			
③	個人(一般人又は著名人)の肖像や声を元にアバターを作成する事が考えられるが、肖像や声の無断利用に関して、どのような対応が考えられるか、整理が求められる。	事業者やユーザーによる理解や検討の一助として、アバターを作成する場面での利用態様(著名人の肖像を「パロディ」として利用すること、等)に触れつつ、 肖像権及びパブリシティ権に関する裁判例を含めた現行法上の枠組みと、国内外のユースケースとしたモデル事例をガイドライン等において整理することが有益 であると考えられる。 また、事業者(デジタル空間の運営者)としては、 現行法上の整理を踏まえ、当該デジタル空間の特性や自社のビジネスモデル等も考慮した利用規約の作成 が紛争の回避に繋がると考えられる。	
	デジタル空間では、アバターによる「なりすまし」の懸念が指摘されているが、これに対してどのような対応が考えられるか、整理が求められる。	事業者やユーザーの理解や検討の一助として、アバターによる「なりすまし」に関して生じ得る 法的論点や、「なりすまし」を行った者やそのほう助者(なりすましアバター作成のための顔情報等を提供した者、等)の法的責任等についてガイドライン等において整理することが有益 と考えられる。 加えて、「 デジタルすかし 」の付与やNFTを用いた同一性確認方法等の 技術的な対策に関する情報を提供することも有益 と考えられる。 また、事業者としては、「なりすまし」に関する 利用規約を作成することや、「なりすまし」を防止する技術的手段を導入することが考えられる 。	

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) デジタル空間内のコンテンツに関する論点		(2) 現実の空間におけるコンテンツに関する論点	(3) 他デジタル空間との間で生じる論点
No.	論点・課題	検討の方向性	
デジタル空間の知的財産が、他デジタル空間で違法に模倣等された場合の対応策			
①	国内のデジタル空間で展開されるオブジェクトを、海外ユーザーが盗用し、海外の企業が運営するデジタル空間に流出させるケースへの防止・対応策は考えられるか、整理が求められる。	クロスボーダーかつデジタル空間を跨いだ侵害行為に関して、 現行法上の対応方針や問題状況をガイドライン等において整理しておくことは有益 と思われる。 加えて、デジタル空間のサービス側で連携して問題に対処できるよう、 統一的な利用規約の策定、利用規約違反に対する統一的な措置、デジタル空間同士の情報連携体制、デジタル空間共通の紛争解決機関の設置等による紛争解決のあり方を、国内外で検討できれば理想的 である。	

II「デジタル金融」 | 構成のご説明

- 本報告書の構成は以下の通り。特に3章では具体的なビジネスケースを元に<論点・課題>を設定し、<検討の方向性>を策定する。

1章	課題の全体像	デジタル金融で扱うテーマを簡易的な将来予測と共に示し、全体像を整理
2章	論点の整理	1章で整理した領域毎に議論となりうる論点とその背景について言及
3章	論点・課題および検討の方向性	2章で挙げた論点ごとに、ビジネスケースを用いて<論点・課題>を明確化し、それに対応した<検討の方向性>を示す

論点まとめ

(1) 金融規制に関する論点	① デジタル空間上での金融取引に対する金融規制について	
	② デジタル空間上での暗号資産決済の活用に対する金融規制について	
	③ デジタル空間上でのNFT発行に対する金融規制について	
(2) 会計に関する論点	① デジタル空間上で暗号資産に該当するトークンを発行する場合の会計処理について	
	② デジタル空間上でNFTを発行する場合のように会計処理について	
	③ デジタル空間上の土地を活用した事業を行う場合の会計処理について	
4章	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> • 取り扱ったビジネスモデルの社会実装を行い、あるべきルールを実例ベースに探索 • 関係省庁・自主規制団体等と連携して、ガイドラインの制定等を推進

(1)金融規制に関する論点		(2)会計に関する論点
デジタル空間上での金融取引に対する金融規制について		
<ul style="list-style-type: none"> 本論点について議論を深める上で、具体的なビジネスケースを想定して課題を抽出した。 金融機関がデジタル空間上にデジタル店舗を設置し、来店した新規顧客(アバター)に対して、外務員(アバター)が金融商品を販売するケース(下図)を想定する。顧客はデジタル店舗内で金融商品に関する資料や、ゲーム等のコンテンツを活用でき、外務員はデジタル空間上から取得できる情報を用いて、営業活動を実施することができる。 		
想定するビジネスケース		
ビジネスフロー	具体例	
① デジタル空間での金融取引	デジタル店舗の作成	<ul style="list-style-type: none"> デジタル空間の構築。デジタル店舗とコンテンツの作成 <ul style="list-style-type: none"> 営業ブース 金融商品紹介コーナー 集客用コンテンツ
	メタバース上の顧客情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 新規顧客がデジタル店舗内で行動。情報収集を実施 <ul style="list-style-type: none"> ブラウザやVRデバイスで来店・行動 資料閲覧に関する情報(閲覧時間、アイトラッキング等) コンテンツの利用に関する情報(滞在時間、利用コンテンツ等) アバターに関する情報(所持NFT、購買履歴等)
	営業対象の特定	<ul style="list-style-type: none"> 得た情報を元に、どの顧客(アバター)に対して営業を行うかを決定 <ul style="list-style-type: none"> 車のNFTを所持 個別株の資料を長時間閲覧 一定の資産あり 個別株投資への興味あり →有望な新規顧客とみなす
	資産運用のアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> 興味があると推測される金融商品を紹介 <ul style="list-style-type: none"> 提案 車関連の個別株 有望な新規顧客(アバター)
	契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> デジタル空間内の手続き、もしくは、既存のチャンネル(リアル店舗/ネット)への誘導後、契約を締結

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1)金融規制に関する論点		(2)会計に関する論点
デジタル空間上での金融取引に対する金融規制について		
No.	論点・課題	検討の方向性
①	金融機関は、適合性原則に基づき顧客属性に係る情報を適切なタイミングで取得した上で、勧誘を行う必要がある。本人確認をどのタイミング(プラットフォーム参加時、来店時、営業時、契約時等)で実施すべきか不明確。	現時点で、日本国内で記載のビジネスケースに相当するビジネスについて、構想はあるものの、実現に至っている金融機関は見当たらない。今後、当連盟では、 記載のビジネスケースについて実証実験を行い、課題の詳細化及び類型化を行った上で、具体的な解決策を提示する。
	必要事項をカメラで撮影し本人確認を行う現状のeKYCスキームは、VRゴーグルやARレンズ等のデバイスと相性悪く、当該デバイスの着脱が必須となりうるなど、UX上の課題が存在。	デジタル空間ビジネスの発展を想定したeKYCについて議論し、技術的により簡便かつ効果的なeKYCが可能になったタイミングで、規制のサンドボックスにおける実証実験等を利用して、必要に応じて規則改正を提言する。
	金融商品取引法における、投資家保護のための行為規制について、現行の規制ではデジタル空間ならではの迷惑な勧誘行為に対して対応できない可能性がある。(例:なりすまし、ログイン時に毎回チャットを送るなどの執拗な勧誘、付き纏い等)	デジタル空間特有の勧誘行為や、デジタル空間上においてアバターを通じて顧客を勧誘する場合の ガイドラインの策定を進める。
	デジタル空間上では様々な情報を取得することが可能。これらの情報は、事業者側は営業活動を行う上で有効に利用することができる一方で、顧客側はパーソナルな情報を取得・活用されることに対して忌避感を感じる可能性がある。	当連盟では、 記載のビジネスケースについて実証実験を行い、得られた知見や、会員企業から集めた意見を元に、将来的にどのような情報をデジタル空間上で取得できる状態が好ましいのか、整理を行う。 その上で、顧客側の目線に立ち、あるべき姿について議論を進め、 ガイドラインの作成等を目指す。
	金融機関が自らプラットフォームを構築し、デジタル店舗を設置・運営するケースを想定した場合に、利用するシステムが満たすべき安全対策基準が、まだ不明確。	一般的なインターネット取引におけるシステムリスク管理やシステムの外部委託先管理とは異なる、 デジタル空間のシステムに係る特殊性の有無及びその内容について検討する。 その上で、明らかになったセキュリティ問題に対し、 定めるべき基準があればガイドラインを新規に制定し、補足すべき点があれば既存の安全基準やガイドラインの改定を行うべく、関係各所への働きかけを行う。

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1)金融規制に関する論点		(2)会計に関する論点
No.	論点・課題	検討の方向性
デジタル空間上での暗号資産決済の活用に対する金融規制について		
②	<p>プラットフォーム運営会社がエスクローサービスとして、一時的に売主たるユーザーからの委託により暗号資産を代理受領し、引渡しまでの間管理を行う場合についても、暗号資産交換業に該当すると解釈されるとなると、暗号資産交換業者としての登録を受けた者しかエスクローサービスを提供できなくなる。</p>	<p>金銭のエスクローサービスが許容され、普及している中、暗号資産のエスクローサービスは暗号資産交換業者しかできないとするのは、プラットフォームビジネスに大きな支障が生じることから、エスクローサービスにおける暗号資産の管理については、利用者保護と利用者利便のバランスを考慮した一定の要件を満たす場合には、資金決済法上の暗号資産交換業に該当しないという解釈指針を示すよう、当連盟として金融庁に意見具申を行う。</p>
想定するエスクローサービスのイメージ図		
デジタル空間上でのNFT発行に対する金融規制について		
③	<p>NFTに関する金融規制の法的整理は進んでいるものの、まだ「このケースにおいてはこのような解釈を行う」といった一義的な基準があるわけではない。また、NFTを発行するビジネスの実現において適用される金融規制について十分な知識がなく、漠然と不安を感じている企業が一定数存在する。</p>	<p>NFTと金融規制に関する正確な情報を整理し、当連盟が開催する勉強会等で啓蒙活動を行う。なお、金融規制が適用されないNFT関連ビジネスの場合には、別途、どのような方法で消費者保護を図っていくかについて検討を要する。</p>

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1)金融規制に関する論点		(2)会計に関する論点
No.	論点・課題	検討の方向性
デジタル空間上で暗号資産に該当するトークンを発行する場合の会計処理について		
①	<p>暗号資産に該当するトークンの発行(Initial Coin Offering、以下「ICO」という)に関しては、統一的な会計基準がなく、国内外を問わず会計監査が受けづらい。日本においては、現時点ではICO実施事例が少なく、会計基準の開発を行うに足るだけの需要があるか不透明な状況にある。また、仮に、日本が多くの国に先んじて開発を行った場合であっても、当該基準がグローバル・スタンダードとなるとは限らず、爾後開発される各国の基準との乖離を招くリスクも存在する。</p>	<p>日本国内でのICO需要に係る調査を行い、その結果を本件について検討を行っている関係団体(企業会計基準委員会(ASBJ)等)に共有し、会計基準の開発のサポートを行う。</p>
デジタル空間上でNFTを発行する場合のように会計処理について		
②	<p>暗号資産に該当しないトークンを発行する場合、個別ケース毎にトークンの性質やトークンが表章する権利関係を丁寧に紐解けば、既存の会計基準や実務慣行を元に会計処理を行うことが可能なケースもある。従って、NFTと会計基準の関係性に対する理解が進めば、ビジネスが拡大する可能性がある。なお、NFTの発行事例が十分でなく、実務慣行が足りないため、会計処理等の実務上の負担が大きい点も課題である。</p>	<p>NFTと会計に関する正確な情報を整理し、当連盟が開催する勉強会等で、啓蒙活動を行う。当連盟において、社会実装を行い、実務慣行を作り上げるための事例作りに貢献すること等を検討する。</p>
デジタル空間上の土地を活用した事業を行う場合の会計処理について		
③	<p>デジタル空間上の「土地」をビジネスに利用するケースについて、収益を生み出すモデルは多岐に渡り、今後実装が進んでいくと予想される。商品設計によって会計処理の難易度は異なるものの、既存の会計基準や実務慣行を元に、会計処理が可能なケースもあると考えられ、企業側のデジタル空間上の「土地」等と会計基準の関係性に対する理解が進めば、ビジネスが拡大する可能性がある。なお、デジタル上の「土地」を活用したビジネスの事例が十分でなく、実務慣行が足りないため、会計処理等の実務上の負担が大きい点も課題である。</p>	<p>デジタル空間上の「土地」等と会計処理に関する正確な情報を整理し、当連盟が開催する勉強会等で、啓蒙活動を行う。当連盟において、社会実装を行い、実務慣行を作り上げるための事例作りに貢献すること等を検討する。</p>

- 本報告書の構成は以下の通り。特に3章では具体的なビジネスケースを元に<論点・課題>を設定し、<検討の方向性>を策定した。

1章	課題の全体像	前提としてコンシューマー/産業向けのプラットフォームの類型を示し、全体像を整理
2章	論点の整理	論点整理のアプローチ方法を示し、大きく4つの課題分類を抽出
3章	論点・課題および検討の方向性	抽出した課題分類のうち、<論点・課題>を明確化し、それに対応した<検討の方向性>を記載

論点まとめ

(1)	個人情報・情報セキュリティ関連	① デジタル空間における個人情報の取扱い ② デジタル空間を前提としないビジネスとの情報セキュリティに関する違い/差分の有無
(2)	私人間の取引における問題	① デジタル空間における勤務に該当し得る内容と労働法の適用有無及び業務委託妥当性
(3)	行政取締法規/公法	① デジタル空間上の活動内容による風営法への違反該当性の判断 ② デジタル空間上の活動内容による賭博罪の成立有無 ③ その他(景品表示法/独占禁止法への対応について)
(4)	人権/人格権	① 国家としての利活用
4章	今後の方針	ビジネスの場面で提起されている<論点・課題>を抽出し、喫緊性・重要性に応じた対応の必要性について言及

- 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

		(1) 個人情報関連・情報セキュリティ関連	(2) 私人間の取引における問題	(3) 行政取締法規/公法	(4) 人権/人格権	その他
No.	論点・課題	検討の方向性				
デジタル空間における個人情報の取扱い						
①	現状の個人情報保護法に従うと、デジタル空間における「アバター情報」の中でも、個人が特定できないものは個人情報に該当せず、保護対象とならず、「アバター情報」の流出による「デジタル空間上での個人」に対して不利益となり得るケースが存在しうる。	アバター情報が個人情報保護法の適用外となる場合においては、 ガイドライン等の整備を検討する必要がある。 また、現在総務省で議論されている「スマートフォン プライバシー」のように、デジタル空間において、個人情報保護の規律を超えた情報の取扱い可能性が十分に存在するため、「 非個人情報 」の 取扱いガイドラインの整備についても、今後検討するべきである と考えられる。 なお、本課題は、「 改正電気通信事業法 」における「 特定利用者情報 」に関する規律とも関係するため、 当該法を参考にした検討が必要 であると考えられる。				
デジタル空間を前提としないビジネス(以下、「既存ビジネス」という。)との情報セキュリティに関する違い/差分の有無						
②	デジタル空間におけるビジネスと既存ビジネスとの差分が出現し得るセキュリティ侵害シーンとして、「漏洩」「乗っ取り」「攻撃」「改ざん」の観点が想定し得るが、それぞれにおいてどのような対策が考えられるか整理が必要。	デジタル空間におけるビジネスと既存ビジネスの違いとして、「 アカウント情報の保護方法 」「 乗っ取り元の情報取得方法 」「 生体関連情報の保護方法の検討 」「 偽アカウントの検知方法 」「 偽アカウント生成元の情報取得方法 」「 3Dデータの保護方法 」「 ウイルス防御策の検討 」「 ウイルス感染等の事象が発生した際の事後対応方法 」「 企業の技術情報等、機密情報の保護方法 」が考えられる。 今後、これらに関して、 デジタル空間上のビジネスにおける情報セキュリティガイドラインの必要有無を検討する必要性 が挙げられる。				

• 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) 個人情報関連・情報セキュリティ関連		(2) 私人間の取引における問題	(3) 行政取締法規／公法	(4) 人権/人格権	その他
No.	論点・課題	検討の方向性			
デジタル空間における勤務に該当し得る内容と労働法の適用有無及び業務委託妥当性					
①	<p>デジタル空間上のゲーム・サービスにて獲得したトークン等を日本円等の通貨に換金するといった、デジタル空間特有の「仕事」に近い活動が見られる。</p> <p>上記の行動に労働法の適用有無・業務委託妥当性にかかってくるかは、「労働者性が認められるかどうか」「労働者性は認められないが、業務として認められるか」の判断による為、整理が必要。</p>	<p>「何を以て労働者に該当すると判断するか？」という観点においてガイドラインを整備することが、デジタル空間上での活動の活性化を計る上では重要だと考えられる。そのため、今後はユースケース別に業務委託該当性を検討する事が求められる。</p> <p>なお、デジタル給与支払いに関しては、労働政策審議会労働条件分科会においても議論されており、今後当該分科会の動向も参考にしつつ、適切なガイドラインの必要有無を検討していく必要がある。</p>			

• 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) 個人情報関連・情報セキュリティ関連		(2) 私人間の取引における問題	(3) 行政取締法規／公法	(4) 人権/人格権	その他
No.	論点・課題	検討の方向性			
デジタル空間上の活動内容による風営法への違反該当性の判断					
①	<p>デジタル空間上の活動で、「風営法や刑法に違反する可能性があるもの」の一部に対しては、「JeSU参加料徴収型大会ガイドライン」が整備され、法的な判断ができるものの、上記のガイドラインで判断することができない事例も多く存在し個別の判断が求められるため負荷が高い。</p>	<p>ガイドラインが存在しない状態が、デジタル空間上での経済活動を阻止するボトルネックとなる者に対しては、ガイドラインを作成する必要性がある。</p> <p>特に風営法が問題となるケースは限定的である為、ガイドラインの作成にあたっては、風営法等が「直接的に」問題となり得る事例について整理し、適用関係を踏まえたガイドラインの制定が求められる。</p>			
デジタル空間上の活動内容による賭博罪の成立有無					
②	<p>「ガチャ」が代表例として取れるような、偶発の事情に関して財物を賭けたことにより、一定の市場内の利用者間において資産性の差異が生まれる行為に対し、賭博罪やそれに関連する刑法犯が成立する可能性があるか、整理が必要。</p>	<p>今後、ランダム型のNFT販売に該当するサービスは多く出現すると考えられ、当該サービスに対し賭博罪の構成要件に該当するのかが都度判断することは現実的ではないと思える。</p> <p>そのため、実際の事例をベースに、「何を以て賭博罪が成立するか？」という基準を明確にしたガイドラインを作成する事が有益と考えられる。</p>			
その他					
③	<p>景品表示法への対応が必要。</p>	<p>景品価額の算定において、「NFTの二次流通市場をどの程度勘案する必要があるのか」が主な論点となると想定され、その基準を明確にしたガイドラインを作成する事が有益と考えられる。</p>			
	<p>独占禁止法への対応が必要。</p>	<p>景品価額の算定において、「NFTの二次流通市場をどの程度勘案する必要があるのか」が主な論点となると想定され、その基準を明確にしたガイドラインを作成する事が有益と考えられる。</p>			

• 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) 個人情報関連・情報セキュリティ関連		(2) 私人間の取引における問題		(3) 行政取締法規／公法		(4) 人権/人格権		その他	
No.	論点・課題	検討の方向性							
国家としての利活用									
①	今後デジタル空間上においても国家からの情報発信(国家公務員等による情報発信)や、イベント、選挙等も想定されるが、その際に留意すべきか整理が必要。	<p>大きく、各政党や自治体における公的利用と、国家公務員の私的利用の2つに分類し、今後各ガイドラインの整備が望まれる。</p> <p>公的利用に関しては、個人情報の取扱いや不特定多数の利用者への情報発信において留意すべきポイント等をガイドラインを整理する必要がある。</p> <p>また、国家公務員による私的利用に関しては、私的利用において留意すべきポイントや、遵守すべき内容等を整理する必要がある。</p> <p>なお、政治(民主主義への影響)や宗教、国家による監視等も含めた人権問題等の憲法上の課題についても今後検討すべきであると考えられる。</p>							

• 下記は要約版であり、詳細は報告書本編に記載。

(1) 個人情報関連・情報セキュリティ関連		(2) 私人間の取引における問題		(3) 行政取締法規／公法		(4) 人権/人格権		その他	
No.	論点・課題	検討の方向性							
その他の重要な論点									
①	ユーザー同士のトラブル対応が求められる。	<p>ユーザー同士のトラブルにおいては、様々な類型が想定されるものの、喫緊の課題としては、ユーザーによる暴行・痴漢等の迷惑行為が挙げられる。かかる行為に対する対応策は、一義的にはプラットフォームの方針(利用規約等)に委ねられるが、事業者からは、「対応方針について、一定のガイドラインがあれば、事業者としては対応がしやすい」との声もあり、今後、かかるガイドライン(例えば、「デジタル空間倫理ガイドライン(仮称)」)の整備等が必須であると考えられる。</p>							

(参考資料) ひろちゃんモデル (記述例：自由記述) 利用規約による許諾範囲の簡易一覧
必ず利用規約本文を併せてご確認ください




1. 利用主体

A 個人利用	B 法人利用
	
(選択例) 営利・非営利の目的問わず利用を許可します	権利者に個別にお問い合わせ下さい


2. オンラインサービスへのアップロード

C ソーシャルコミュニケーションプラットフォームへのアップロード	D オンラインゲームプラットフォームへのアップロード	E オンラインサービス内での第三者への利用の許諾
		
許可します	許可します	許可します



3. センシティブな表現

F 性的表現	G 暴力的表現	H 政治活動・宗教活動
		
許可しません (ただし私的使用 (プライベートな範囲での利用) については禁止しません)	許可しません (ただし私的使用 (プライベートな範囲での利用) については禁止しません)	許可しません



4. 加工

I 調整	J 改変	K 他のデータを改変するための利用	L 調整・改変の外部委託
			
許可します	許可します	許可します	ユーザー間で行うことを許可します




5. 再配布・配布

M 未改変状態での再配布	N 改変したデータの配布
	
許可しません	許可しません



6. メディア・プロダクトへの使用

O 映像作品・配信・放送への利用	P 出版物・電子出版物への利用	Q 有体物 (グッズ) への利用	R 製品開発等のためのソフトウェアへの組み込み
			
オリジナルと異なることが分かる程度に改変した場合は許可します (公式配信と誤解されないため)	オリジナルと異なることが分かる程度に改変した場合は許可します (公式書籍と誤解されないため)	権利者に個別にお問い合わせ下さい	権利者に個別にお問い合わせ下さい


7. 二次創作

S メッシュやウェイトを転用した衣装データの作成	T メッシュやウェイトを転用しないでデータの規格に準拠した新たな衣装データ・テクスチャデータの作成	U データをモチーフにした二次的著作物 (いわゆる二次創作) の作成
		
営利・非営利の目的問わず配布等 (頒布、送信を含む) を許可します	営利・非営利の目的問わず配布等 (頒布、送信を含む) を許可します	非営利および非営利有償目的での配布等 (頒布、送信を含む) を許可します

8. その他

V クレジット表記	W 権利義務の譲渡等
	
不要ですがあると嬉しいです	許可しません

9. 特記事項

X 特記事項

なし (記述例：自由記述)

許諾対象データ

(記述例：自由記述)

ひろこちゃん3Dデータ

ひろこちゃんにゃんにゃん3Dデータ

上記に付属するデータ一式

権利者および権利者への問い合わせ先

権利者：あしやまひろこ (記述例：自由記述)

メール：****@****.**** (記述例：自由記述)

Twitter：@hiroko_TB (記述例：自由記述)

ウェブサイト：****.****.** (記述例：自由記述)

クレジット表記

テクノコスプレ製作所 (記述例：自由記述)

推奨するハッシュタグ

(記述例：自由記述)

一般用 #ひろこ3D

18禁表現 #おとなのひろこ3D

18G表現 #おとなのひろこG3D

許諾期間および許諾の変更等

【Aパターン 簡易版】

許諾期間はユーザーとなった日から権利者によって利用の終了が指示されるまで。条件の変更は権利者の指示（ウェブサイトやブログ等で周知した場合も含まれ得る）による。そのため、合理的な範囲内で定期的に権利者の発信する情報を確認してください。

【Bパターン 簡易版】

許諾期間の定めはなし。条件の変更は権利者の指示（ウェブサイトやブログ等で周知した場合も含まれ得る）の後、効力発生日以降の利用による。そのため、合理的な範囲内で定期的に権利者の発信する情報を確認してください。

【Cパターン 簡易版】

許諾期間の定めはなし。条件の変更は新たな利用規約に正式に同意した場合に限られる。

【その他（自由記述）】

ひろこちゃんモデル（記述例：自由記述）利用規約

あしやまひろこ（記述例：自由記述）（以下「権利者」といいます）は、ひろこちゃんモデル（記述例：自由記述）利用規約（以下「本利用規約」といいます）に従って、本利用規約に定義される本データの利用をユーザーに対して許諾（以下「本許諾」といいます）します。ユーザーは、本データの利用開始前に本利用規約の内容を必ず確認してください。なお、ユーザーは、方法を問わず本データの購入、ダウンロード、インストール等の利用の開始時点で、本利用規約に同意したものとみなします。なお、ユーザーが未成年者等の制限行為能力者である場合、本利用規約への同意にあたり、事前に保護者等の法定代理人の同意を得なければなりません。

基本条項

第1条（語の定義）

第2条（利用の許諾）

第3条（免責）

第4条（権利の帰属・オープンソースソフトウェア等の取り扱い）

第5条（禁止行為・許諾の解除）

第6条（賠償責任・紛争の解決）

第7条（反社会的勢力の排除）

第8条（準拠法等）

個別条件

1. 許諾対象データ

2. 利用条件

3. 特記事項

4. 権利者および権利者への問い合わせ先

5. クレジット表記

6. 推奨するハッシュタグ

7. 許諾期間および許諾の変更等

8. 利用規約のバージョン

基本条項

第1条（語の定義）

本利用規約で用いる語は以下の定義に従います。

「本データ」

個別条件の許諾対象データに記載されたデータおよび、そのパーツ。

「ユーザー」

個人または法人のいずれかであるかを問わず、正規の方法での購入や正規の方法でのダウンロードなどにより、権利者または権利者の指定する第三者から本データを正当に入手した者。

「非営利有償」

利益を上げることが目的とせず、かつ原材料費や必要経費程度の支出を補うために、対価（いずれの形式、名目、その受領者をもって行われるかを問いません、以下同じ）を受け取るための行為。対価以上の利益が発生し、商売を目的とした行為は営利目的とみなされますが、明らかに商売目的と呼べるほどの利益ではない場合は、多少の利益は許容されます。

「営利」

非営利有償に該当せず、商用目的または対価を受け取るための行為。

「アバター」

なんらかの存在を示す為に用いる画像、アイコン、3Dモデルなど。

「ソーシャルコミュニケーションプラットフォーム」

オンライン上で他者との一方的または双方向的なコミュニケーションを実現するためのサービス。

「オンラインゲームプラットフォーム」

オンライン上で動作するゲームを提供するサービスまたはオンライン上で動作するゲームそのもの。

「調整」

本データを正常に用いるために、必要最小限度の範囲内において行う修正。ウェイトやリグの微修正などを含みます。

「改変」

調整の範囲を超えて、本データの全部または一部を加工し、本データと異なる状態にしたもの。

「パーツ」

本データの構成要素、素材その他本データを分解して生じるデータ。ウェイトやリグ等も含みます。

「権利義務の譲渡等」

権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、貸与し、もしくは担保に供しまたは引き受けさせること。

第2条（利用の許諾）

1. 権利者はユーザーに対して本データを、本利用規約に記載された方法によって、個別条件の許諾期間および許諾の変更等に記載の期間内に、全世界においてユーザーが自ら利用することを、非排他的に許諾します。ただし、ユーザーが未成年者等の制限行為能力者の場合は、予め保護者等の法定代理人の同意を得ている場合に限られます。
2. 個別条件の定めと基本条項の定めが矛盾や抵触がある場合、前者が優先するものとします。また、特記事項の定めと他の定めに関しては、前者が優先するものとします。
3. ユーザーは、本許諾の範囲内において、本データを複製して利用することができます。
4. 特定のシステムへの利用に関する許可には、許可の目的を達成するために、当該システムが求める本データの権利の再許諾を、必要最低限の範囲内でユーザーに対して許可することを含みます。これは例えば当該システムへのアップロードに際して、当該システムの運営者がそのサービスを提供する目的で本データの利用、複製、配布等の再許諾を求める場合を含みます。ただし、当該システムの要求または、その利用規約等の定めが権利者に対し社会通念に照らして著しく不利または不当な場合および、当該システムの運営者が権利者に対して損害または不利益を与えることが予見できる場合を除きます。
5. 個別条件で明示的に許可されている場合、ユーザーは本データの調整または改変を第三者に委託することができます。この場合、ユーザーは当該委託先（以下「本委託先」といいます）に対して、ユーザーの指示に基づく当該調整または改変の目的以外で本データ利用することを禁止する義務を負い、本委託先の行為の結果について、権利者に対して連帯して責任を負うものとします。
6. 本利用規約に記載のない方法で本データを利用する場合は、事前に権利者の明示的な許諾を要します。

第3条（免責）

本データは現状有姿で提供されます。権利者は特定の利用目的への適合性、第三者の権利の非侵害、瑕疵の不存在および、法令、文化、商慣習または利用過程に起因する事項の保証を行いません。本データの利用に関する責任はユーザーが負い、権利者を免責するものとします。本データの利用、または利用できなかったことにより生じた損害について、権利者は一切の責任を負いません。権利者が責任を負う場合であっても、権利者に故意または重過失がなく、法令で禁止される場合を除き、権利者の賠償責任は本データの提供価格を上限として直接かつ通常の損害に限られるものとします。

第4条（権利の帰属・オープンソースソフトウェア等の取り扱い）

1. 本データおよびパーツ（全部か一部かを問わず、その形式に関わらず）の著作権を含む知的財産権その他の権利は、権利者または第三者に帰属します。本利用規約で明示的に規定される場合を除き、権利者はいかなる権利もユーザーに付与するものではありません。
2. 本データには、第三者が権利を有するソフトウェアやオープンソースソフトウェア等が含まれる場合があります。これらは、これらに適用される個別のライセンス（以下「オープンソースライセンス等」といいます）に従ってライセンスが付与されます。本利用規約はオープンソースライセンス等に基づくユーザーの権利を制限せず、それに代わる権利を付与しません。本利用規約と各オープンソースライセンス等とで矛盾や抵触がある場合は、該当する個所に限り、後者の内容が優先します。

第5条（禁止行為・許諾の解除）

1. ユーザーは、本データを利用して以下各号の行為をしてはならないものとします。
 - a. 権利者または第三者の知的財産権（著作権、特許権、商標権等を含みます）、プライバシー権、氏名権、肖像権等を侵害する行為
 - b. 権利者または第三者の提供するサービスの規約等に違反して、損害を与える行為
 - c. 個人や団体を誹謗中傷する行為、またはこれらの名誉を毀損する行為
 - d. 本利用規約、法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為
 - e. 権利者または第三者に不利益を与え、もしくはこれらの信頼を毀損する行為
 - f. 権利者または権利者の指定する第三者による本データの配布、更新、公開停止等を妨害する行為
 - g. その他権利者が合理的事由に基づき不適切と判断した行為
2. ユーザーが本利用規約に反した場合、権利者は本許諾を解除することができるものとします。この場合、当該解除により生じた一切の不利益に関して、権利者は責を負いません。

第6条（賠償責任・紛争の解決）

1. ユーザーは、本利用規約に反することにより権利者または第三者に対して損害を与えた場合、直接、間接を問わず一切の損害賠償の責を負うものとします。また、当該損害が最小限に止まるよう、ユーザーの責任と費用をもって措置を講じるものとします。なお、措置の方法について、権利者の指示がある場合はこれに従うものとします。
2. ユーザーが本利用規約に反したことで、権利者と第三者に紛争が生じた場合、ユーザーの責任と費用をもって当該紛争の解決を行うものとします。なお、解決方法について、権利者の指示がある場合はこれに従うものとします。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは（法人の場合はその役員または従業員に関して）、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます、以下同じ）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明し、保証するものとします。
2. ユーザーは反社会的勢力に本データおよびパーツ（改変されたものを含む）の提供、または調整もしくは改変の委託をしてはならないものとします。
3. ユーザーが本条各項に反した場合は、権利者はなんらの催告を要せずに本許諾を解除することができるものとします。この場合、権利者はユーザーに対してなんらの賠償または補償をすることを要せず、ユーザーは権利者に生じた損害を賠償するものとします。

第8条（準拠法等）

1. 本利用規約の準拠法は日本法とし、日本法によってのみ解釈されるものとします。本利用規約に関して生じる一切の紛争については、権利者の所在地を管轄する日本国内の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本許諾は日本語によってなされるものとします。本利用規約の翻訳がある場合でも、当該翻訳は参考のために添付されたものに過ぎず、権利者およびユーザーを一切拘束しません。ただし、個別条件の定めおよび本利用規約に基づいて行われる個別の指示等が、日本語以外の言語でのみ行われている場合は、当該定めおよび指示等に限り、この限りではありません。
3. 本利用規約の条項もしくはその一部、または本利用規約に基づいて行われる個別の指示等が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の定めは継続して完全に効力を有するものとします。

個別条件

1. 許諾対象データ

(記述例：自由記述)

ひろこちゃん3Dデータ

ひろこちゃんにゃんにゃん3Dデータ

上記に付属するデータ一式

2. 利用条件

(1) 利用主体



A. 個人による利用

【選択肢】：許可しません／非営利目的に限り許可します／非営利および非営利有償目的での利用を許可します／営利・非営利の目的問わず利用を許可します／権利者に個別に問い合わせして下さい



B. 法人による利用

【選択肢】許可しません／非営利目的に限り許可します／非営利および非営利有償目的での利用を許可します／営利・非営利の目的問わず利用を許可します／権利者に個別に問い合わせして下さい

上記の利用の許可には、自ら利用すること（アバターやその他のオブジェクトとしての利用を含みます）、および私生活を営む上で当然に行われる表現活動（記念写真や記念動画の撮影、これらのWEB上への投稿や印刷などを含みます）に用いることへの許可が含まれます。

(2) オンラインサービスへのアップロード



C. 自ら利用する目的で、ソーシャルコミュニケーションプラットフォーム

(VRChat、Virtual Cast、cluster等を含みます)へアップロードすること

【選択肢】：許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



D. 自ら利用する目的で、オンラインゲームプラットフォームへアップロードすること

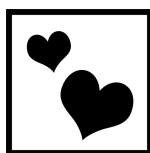
【選択肢】：許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



E. そのプラットフォームにおいて第三者に利用させる目的で、ソーシャルコミュニケーションプラットフォームやオンラインゲームプラットフォームへアップロードすること

【選択肢】許可します（例えばVRChatにてPublicでの公開の許可を含みます）／対象を限定しての公開を許可します（例えばVRChatにてPrivateでの公開の許可を含みます）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい

(3) センシティブな表現



F. 性的表現への利用

【選択肢】：許可します／許可します（ただし棲み分けはおこなうこと）／許可しません（ただし私的使用（プライベートな範囲での利用）については禁止しません）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



G. 暴力的表現への利用

【選択肢】：許可します／許可します（ただし棲み分けはおこなうこと）／許可しません（ただし私的使用（プライベートな範囲での利用）については禁止しません）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



H. 政治活動への利用および、宗教活動への利用

【選択肢】：許可します／許可しません／許可しません（ただし私的使用（プライベートな範囲での利用）については禁止しません）／権利者に個別に問い合わせして下さい

(4) 加工



I. 調整、外観を損なわない範囲でのポリゴン数削減、およびファイル形式を変換すること

【選択肢】：許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



J. 本データまたはパーツを改変することおよび、改変したデータを本データと同じ条件で利用すること（本データまたはパーツを主たる素体として、改変を行う場合を含みます）

【選択肢】：許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



K. 他のデータを改変する目的で、本データまたはパーツを用いること（本データまたはパーツを従たる素体として、他のモデルを主たる素体として改変を行う場合を含みます）

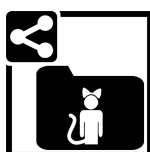
【選択肢】：許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



L. 調整または改変を第三者に委託して行うことおよび、委託のために本データを貸与すること

【選択肢】：許可します／ユーザー間で行うことを許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい

(5) 再配布・配布



M. 未改変状態での再配布

【選択肢】：許可します／無償に限り許可します／本利用規約に従わせることを条件に許可します／無償に限り本利用規約に従わせることを条件に許可します／ユーザー間で行うことを許可します／無償に限りユーザー間で行うことを許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



N. 改変した本データを配布すること

【選択肢】：許可します／無償に限り許可します／本利用規約に従わせることを条件に許可します／無償に限り本利用規約に従わせることを条件に許可します／ユーザー間で行うことを許可します／無償に限りユーザー間で行うことを許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい

(6) メディア・プロダクトへの利用



O. 映像作品、配信（YouTubeを含みます）、放送への利用

【選択肢】：許可します／オリジナルと異なることが分かる程度に改変した場合は許可します（公式配信と誤解されないため）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



P. 出版物および電子出版物への利用

【選択肢】：許可します／オリジナルと異なることが分かる程度に改変した場合は許可します（公式書籍と誤解されないため）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



Q. 有体物（グッズ）への利用

【選択肢】：許可します／オリジナルと異なることが分かる程度に改変した場合は許可します（公式グッズと誤解されないため）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい



R. 製品開発等のためにソフトウェア（ゲームを含みます）へ組み込み、容易に取り出せない状態にして配布すること

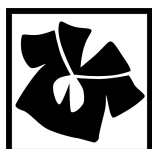
【選択肢】：許可します／オリジナルと異なることが分かる程度に改変した場合は許可します（公式ソフトと誤解されないため）／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい

(7) 二次創作



S. 本データのメッシュやウェイトをコピーして、本データのための衣装データ等を作成すること（ただし改変が著しく少ない場合を除きます）

【選択肢】：私的かつ本人のみによる利用に限り許可します／非営利目的での配布等（頒布、送信を含む）を許可します／非営利および非営利有償目的での配布等（頒布、送信を含む）を許可します／営利・非営利の目的問わず配布等（頒布、送信を含む）を許可します／作成を許可しません／該当するデータではありません／権利者に個別に問い合わせして下さい



T. 本データのメッシュやウェイトを利用せずに、本データの規格に準拠した新たな衣装データ等やテクスチャデータ等を作成すること

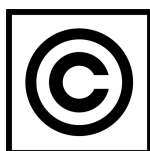
【選択肢】：私的かつ本人のみによる利用に限り許可します／非営利目的での配布等（頒布、送信を含む）を許可します／非営利および非営利有償目的での配布等（頒布、送信を含む）を許可します／営利・非営利の目的問わず配布等（頒布、送信を含む）を許可します／作成を許可しません／該当するデータではありません／権利者に個別に問い合わせして下さい



- U. 本データをそのまま利用しないで、本データをモチーフにした二次的著作物（いわゆる二次創作）を作成すること

【選択肢】：非営利目的での配布等（頒布、送信を含む）を許可します／非営利および非営利有償目的での配布等（頒布、送信を含む）を許可します／営利・非営利の目的問わず配布等（頒布、送信を含む）を許可します／配布等（頒布、送信を含む）を許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい

(8) その他



- V. 利用時のクレジット表記

【選択肢】：必要です／不要ですがあると嬉しいです／不要です／権利者に個別に問い合わせして下さい



- W. 権利義務の譲渡等

【選択肢】：許可します／許可しません／権利者に個別に問い合わせして下さい

3. 特記事項



- X. 特記事項

なし(記述例:自由記述)

4. 権利者および権利者への問い合わせ先

権利者：あしやまひろこ（記述例：自由記述）

メール：****@****.****（記述例：自由記述）

Twitter：@hiroko_TB（記述例：自由記述）

ウェブサイト：****.booth.pm（記述例：自由記述）

5. クレジット表記

テクノコスプレ製作所（記述例：自由記述）

6. 推奨するハッシュタグ

（記述例：自由記述）

一般用 #ひろこ3D

18禁表現 #おとなのひろこ3D

18G表現 #おとなのひろこ3D

7. 許諾期間および許諾の変更等

【Aパターン】

許諾期間はユーザーとなった日から開始され、権利者によって利用の終了が指示されるまでとします。また、権利者から別途指示がある場合、当該指示は他の定めに優先するものとし、ユーザーはこれに従うか、または利用を終了しなければなりません。指示には本利用規約に関する条件の、追加、変更もしくは削除、または利用の中止が含まれます。権利者が、権利者の管理するウェブサイトやブログ等に指示を掲示し、合

理的な方法で周知した場合も同様とします。従って、ユーザーは、合理的な範囲内で定期的に権利者の発信する情報を確認しなければなりません。

【Bパターン】

許諾期間はユーザーとなった日から開始され、期間の定めはありません。権利者が、権利者の管理するウェブサイトやブログ等に本利用規約に関する条件の変更（追加、変更または削除を含みますがこれに限られません）を掲示し合理的な方法で周知した場合において、その効力発生日以降にユーザーが本データを利用した場合は、当該変更に同意したものとみなします。従って、ユーザーは、合理的な範囲内で定期的に権利者の発信する情報を確認しなければなりません。

【Cパターン】

許諾期間はユーザーとなった日から開始され、期間の定めはありません。本許諾または本利用規約は本データのバージョンアップには適用されません。バージョンアップ後のデータには、新たな利用規約が適用されます。

【その他（自由記述）】

8. 利用規約のバージョン

1.0（記述例：自由記述）

この利用規約は、VN3ライセンスVer. 1. 10に準拠したVN3ライセンス利用規約ジェネレータVer. 1. 10を利用して、[あしやまひろこ（記述例：自由記述）](#)によって作成されました。

↑ジェネレータを利用せずにこの書式を利用してご自身で利用規約を作成した場合は、次のような書き方に修正してください。

この利用規約は、VN3ライセンスVer. 1. 10のテンプレートを利用して、[権利者名](#)によって作成されました。

VRMパブリック・ライセンス文書 1.0

「あなた」(以下に定義します)は、「ライセンスされた権利」(以下に定義します)の行使をもって、VRMパブリック・ライセンス文書(以下「本ライセンス文書」といいます。)の条項に拘束されることを承諾し同意します。本ライセンス文書が契約と解釈され得る限度において、「あなた」は、本ライセンス文書の条項を承諾することと引換えに、「ライセンスされた権利」を付与されます。「ライセンサー」(以下に定義します)は、「あなた」に対し、本ライセンス文書の条項に従って「ライセンス対象作品データ」(以下に定義します)を利用可能にすることによって「ライセンサー」が受領する利益と引換えに、当該権利を付与します。

第1条 定義

- a. 「改変作品データ」とは、「ライセンス対象作品データ」から派生し又はそれに基づく、「著作権等」の対象であるVRMファイルであって、「ライセンサー」が有する「著作権等」に基づく許諾が必要となるような態様で「ライセンス対象作品データ」が翻案され、改変され、編集され、変形され、又はその他の方法により変更された作品データをいいます。
- b. 「改変者のライセンス」とは、本ライセンス文書の条項に従って、「改変作品データ」に対して「あなた」が寄与した部分に生じる「あなた」の「著作権等」に適用されるライセンスをいいます。
- c. 「著作権等」とは、名称及び分類の如何を問わず、著作権及び／又は著作権に密接に関連する類似の権利(実演権、放送権、録音権及びデータベース権を含みますが、これらに限られません。)をいいます。本ライセンス文書においては、第2条(b)(1)及び(2)において規定される権利は、「著作権等」ではありません。
- d. 「効果的な技術的手段」とは、1996年12月20日に採択されたWIPO著作権条約第11条及び／又は類似の国際協定に基づく義務を充足する法令の下で、正当な権限なしに回避されてはならないとされている手段をいいます。
- e. 「例外及び権利制限規定」とは、「ライセンス対象作品データ」を「あなた」が利用する場合に適用される、フェアユース、フェアディーリング及び／又は著作権等に対するその他の例外若しくは権利制限規定をいいます。
- f. 「ライセンス対象作品データ」とは、本ライセンス文書に基づくライセンスの対象であって、当該ライセンスに基づいて利用することが許諾されている、VRMを用いて作成された3Dモデルデータ(VRMファイル)をいいます。
- g. 「ライセンスされた権利」とは、本ライセンス文書の条項に従うことを条件として「あなた」に付与された権利をいいます。かかる権利は、全ての「著作権等」のうち、「ライセンス対象作品データ」の「あなた」による利用に適用されるものであって、かつ、「ライセンサー」がライセンス権限を有するものに限られます。
- h. 「ライセンス設定」とは、本ライセンス文書に基づくライセンスの対象及び条件について「ライセンサー」が指定した事項が記載された、「ライセンス対象作品データ」内の部分といいます。「ライセンス設定」は、本ライセンス文書と一体のものとして、「ライセンス対象作品データ」の「あなた」に対するライセンスの条件及び条項を構成します。
- i. 「ライセンサー」とは、本ライセンス文書に基づき「ライセンスされた権利」を付与する個人又は団体をいいます。
- j. 「非商用」とは、商業的な利得や金銭的報酬を主たる目的とせず、それらに主に向けられてもいないことをいいます。本ライセンス文書においては、「ライセンス対象作品データ」と「著作権等」の対象となるその他の素材との交換は、その交換に関連して金銭的報酬の支払いがない場合は、非商用に該当します。

- k. 「再配布」とは、複製、公の展示、公の上演・演奏、頒布、配布、通信又は輸入のような、「ライセンスされた権利」に基づく許諾を必要とするような手段又は手法により、公衆にVRMファイルを提供すること、及び、公衆がVRMファイルを利用できるようにすること（公衆の各人が、自ら選択した場所及び時間においてVRMファイルにアクセスすることができる方法を含みます）をいいます。誤解を避けるために記すと、「ライセンス対象作品データ」について「モデル利用」又は「アバター利用」（適用がある場合）するために必要と認められる限度において、当該「ライセンス対象作品データ」について複製等の利用をすることは、「再配布」に該当しません。
- l. 「あなた」とは、本ライセンス文書に基づき付与された権利（すなわち、「ライセンスされた権利」）を行使する個人又は団体をいいます。
- m. 「操作」とは、特定のVRMファイルをアプリケーション上で実行することによって当該VRMファイルに係る3Dアバターに動作を加えること（音声の付与を行うことを含みます。）をいいます。
- n. 「モデル利用」とは、特定のVRMファイルに係る3Dアバターを「操作」して得られる一連の映像を、第三者に対して視聴させることを目的として、公衆送信、送信可能化又は上映を行うことであって、「アバター利用」以外の場合をいいます。
- o. 「人格付与」とは、特定のVRMファイルに係る3Dアバターを、実在又は仮想の人格が有する意思に基づく言動を表現している旨を明示又は黙示に表明して「操作」することをいいます。
- p. 「アバター利用」とは、特定のVRMファイルに係る3Dアバターについて「人格付与」して得られる一連の映像を、第三者に対して視聴させることを目的として、公衆送信、送信可能化又は上映を行うことをいいます。

第2条 権利の範囲

a. ライセンス付与

1. 本ライセンス文書の条項に従うことを条件として、「ライセンサー」は、「あなた」に対し、「ライセンス対象作品データ」について、「ライセンス対象作品データ」について「モデル利用」を行う権利、並びに、以下に掲げる行為のうち、「ライセンス設定」において「ライセンサー」が指定した行為を行う権利（総称して、「ライセンスされた権利」）を行使できる全世界的な、無償、再許諾不可、非独占的、かつ取消不可能なライセンスを付与します。
 - A. 「ライセンス対象作品データ」の全部又は一部を「再配布」すること
 - B. 「ライセンス対象作品データ」について「アバター利用」を行うこと
 - C. 「改変作品データ」を作成又は複製すること
 - D. 「改変作品データ」を「再配布」すること
 - E. 前各号に掲げるもののほか、「ライセンス設定」においてライセンサーが独自に指定した行為
2. 「ライセンサー」が、「ライセンス設定」においてその旨指定した場合、第2条(a)(1)におけるライセンスは、「あなた」が「非商用」目的で同項に規定する利用を行う場合に限り、付与されます。
3. 「ライセンサー」が、「ライセンス設定」においてその旨指定した場合、第2条(a)(1)におけるライセンスは、「あなた」が個人として同項に規定する利用を行う場合に限り、付与されます。

4. 「ライセンサー」が、「ライセンス設定」において、本ライセンス文書に定める条件以外の条件を独自に付した場合、第2条(a)(1)におけるライセンスは、「あなた」が当該条件に従う場合に限り、付与されます。
5. 例外及び権利制限規定 誤解を避けるために記すと、「あなた」の行う「ライセンス対象作品データ」の利用に「例外及び権利制限規定」が適用される場合、本ライセンス文書の適用はなされず、「あなた」は、本ライセンス文書の条項に従う必要はありません。
6. 有効期間 本ライセンス文書の有効期間は、第6条(a)において規定されます。
7. 媒体及び形式並びに許可される技術的改変 「ライセンサー」は、「あなた」に対し、あらゆる媒体や形式(現在知られているか又は今後考案されるかを問いません)で「ライセンスされた権利」を行使することのできる権限を付与し、当該行使に必要とされる技術的な改変を行う権限を付与します。「ライセンサー」は、「あなた」が、「ライセンスされた権利」を行使するために必要とされる技術的な改変(効果的な技術的手段を回避するために必要とされる技術的な改変を含みます。)を禁止するいかなる権利又は権限も放棄し、及び／又はこれらの権利又は権限を行使しないことに同意します。本ライセンス文書の関係では、本第2条(a)(7)で認められている改変は、「改変作品データ」の作成とはみなされません。
8. 下流の受領者
 - A. ライセンサーからの申し出ーライセンス対象作品データ 「ライセンス対象作品データ」を受領した者は、本ライセンス文書の条項に基づいて「ライセンスされた権利」を行使できるという「ライセンサー」からの申し出を自動的に受領します。
 - B. ライセンサーからのその他の申し出ー改変作品データ 「ライセンサー」が、「ライセンス設定」において、「ライセンスされた権利」として第2条(a)(1)Dに掲げる行為を行う権利を指定した場合、「あなた」から「改変作品データ」を受領した者は、「あなた」が適用した「改変者のライセンス」の条件に従った「改変作品データ」における「ライセンスされた権利」を行使できるという「ライセンサー」からの申し出を自動的に受領します。
 - C. 下流に対する制限の禁止 「あなた」は、それが「ライセンス対象作品データ」を受領した者に対する「ライセンスされた権利」の行使に対する制限となる場合、「ライセンス対象作品データ」に対し、いかなる追加条項又は異なる条項も提案し又は課してはならず、いかなる効果的な技術的手段も適用してはなりません。
9. 推奨禁止 本ライセンス文書は、「あなた」又は「ライセンス対象作品データ」の「あなた」による利用が、「ライセンサー」又は第3条(a)(1)(A)(i)に定められているクレジット表示(適用がある場合)の対象として指定されたその他の者と関連し、それらの者から援助を受け、推奨され、又は公的地位を付与されているという主張又は示唆を行うことを許諾するものではなく、そのように解釈されてはなりません。

b. その他の権利

1. 同一性保持権のような著作者人格権は、本ライセンス文書に基づくライセンスの対象ではありません。パブリシティ権、プライバシー権、及び／又はこれに類するその他の人格権も同様です。ただし、「ライセンサー」は、可能なかぎり、「あなた」が「ライセンスされた権利」を行使するために必要とされる限度で、また、その限度でのみ、ライセンサーが保有するかかる権利を放棄し、及び／又は主張しないことに同意します。

2. 特許権及び商標権は、本ライセンス文書に基づくライセンスの対象ではありません。
3. 「ライセンサー」は、可能な限度において、任意の又は放棄可能な法的若しくは強制的なライセンスの枠組みの下で、直接又は集中管理団体を通じて、「ライセンスされた権利」の行使について、「あなた」からロイヤリティを徴収する権利を放棄します。その他一切の場合において、「ライセンサー」は、かかるロイヤリティを徴収する権利を明示的に留保します。

第3条 ライセンス条件

「あなた」が「ライセンスされた権利」を行使するにあたっては、以下の条件に従う必要があります。

a. クレジット表示

1. 「ライセンサー」が、「ライセンス設定」において本項が適用される旨を指示した場合において、「あなた」が「ライセンス対象作品データ」(適用がある場合、変更されたものを含まず。)を「再配布」、「モデル利用」又は「アバター利用」する場合、以下のことを行う必要があります。
 - A. 「ライセンス対象作品データ」と共に「ライセンサー」から提供されている場合、以下のものを保持すること。
 - i. 「ライセンス対象作品データ」の作者、その他クレジット表示される者として「ライセンサー」が指定するその他の者を特定する情報の表示(「ライセンサー」によって要請された合理的な形式による。これには、指定された場合の別名も含む)
 - ii. 著作権表示
 - iii. 本ライセンス文書に言及する表示
 - iv. 無保証に言及する表示
 - v. 合理的に実施可能な場合、「ライセンス対象作品データ」のURI又はハイパーリンクの表示
 - B. 「ライセンス対象作品データ」を改変した場合はその旨を記し、従前の改変点についての表示も保持すること。
 - C. 「ライセンス対象作品データ」が本ライセンス文書に基づきライセンスされていることを示すこと、及び、本ライセンス文書の全文、そのURI又は本ライセンス文書へのハイパーリンクを記載すること。
2. 「ライセンサー」から要請があれば、「あなた」は、第3条(a)(1)(A)で求められたいかなる情報も、合理的に現実的な限度で削除しなければなりません。

b. 改変物の再配布条件

1. 「あなた」が作成した「改変作品データ」を「再配布」する場合、「あなた」が付与する「改変者のライセンス」は、「ライセンス対象作品データ」について「改変作品データ」の受領者に本ライセンス文書が適用されることを妨げてはなりません。
2. 「あなた」が付与する「改変者のライセンス」におけるライセンスの付与対象行為及び付与条件は、本ライセンス文書におけるそれと同じか、それより制限的なものとしなければなりません。

3. あなたが作成した「改変作品データ」を「再配布」する場合、「あなた」は、「あなた」が適用する「改変者のライセンス」の内容を、「改変作品データ」の「ライセンス設定」に含めなければなりません。

c. 人格付与者指定

「ライセンサー」が、「ライセンス設定」において本項が適用される旨を指示した場合において、「ライセンス対象作品データ」を用いて行う「アバター利用」は、「ライセンス対象作品データ」について「アバター利用」ができる者として「ライセンス設定」において特定された者以外の者が行うことはできません。

d. 禁止表現指定

「ライセンサー」が、「ライセンス設定」において本項が適用される旨を指示した場合において、「ライセンス対象作品データ」を用いて「モデル利用」又は「アバター利用」する場合、当該利用にあたって生成された映像には、以下の表現のうち、「ライセンス設定」において指定された表現を含んではなりません。

1. 成人向け暴力表現
2. 成人向け性表現
3. 反社会的行為表現又は憎悪表現
4. 宗教目的表現又は政治目的表現

本項の関係では、

「成人向け暴力表現」とは、青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれのある表現をいい、

「成人向け性表現」とは、青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのある表現をいい、

「反社会的行為表現」とは、犯罪又は自殺を誘発し、又は助長するおそれのある表現をいい、

「憎悪表現」とは、特定の個人・集団を社会から排除し、その権利・自由を制限し、又は憎悪・差別の意識若しくは暴力をあおる目的で、侮蔑・誹謗中傷し、又は脅威を感じさせる表現をいい、

「宗教目的表現」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする表現をいい、

「政治目的表現」とは、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする表現をいいます。

第4条 無保証及び責任制限

- a. 「ライセンサー」が別途引き受けない限り、「ライセンサー」は、可能な限度において、「ライセンス対象作品データ」を、現状有姿のまま、現時点で利用可能な限りで提供し、明示、黙示、法令上、その他に関わらず、「ライセンス対象作品データ」について一切の表明又は保証をしません。これには、権利の帰属、商品性、特定の利用目的への適合性、権利侵害の不存在、隠れた瑕疵その他の瑕疵の不存在、正確性又は誤りの存在もしくは不

存在を含みますが、これに限られず、既知であるか否か、発見可能であるか否かを問いません。全部又は一部について無保証が認められない場合、この無保証は「あなた」に適用されない可能性があります。

- b. 可能な限度において、本ライセンス文書もしくは「ライセンス対象作品データ」の利用によって生じる直接、特別、間接、偶発、結果的、懲罰的その他の損失、費用、経費又は損害について、たとえ、かかる損失、費用、経費又は損害の可能性について「ライセンサー」が知らされていたとしても、「ライセンサー」は、「あなた」に対し、いかなる法理（過失責任を含みますが、これに限られません。）その他に基づいても、責任を負いません。全部又は一部について責任制限が認められない場合、この制限は「あなた」には適用されない可能性があります。
- c. 上記の無保証及び責任制限は、可能な限度において、全責任の完全な免責及び免除に最も近いものとして解釈するものとします。

第5条 期間及び終了

- a. 本ライセンス文書は、本書においてライセンスされた「著作権等」が有効な期間に適用されます。ただし、「あなた」が本ライセンス文書に違反した場合、本ライセンス文書に基づく「あなた」の権利は自動的に終了します。
- b. 「ライセンス対象作品データ」を「あなた」が利用する権利が第5条(a)に基づき終了した場合、以下のいずれかが適用されます。
 - 1. 「あなた」が違反を発見してから30日以内に違反を是正した場合、違反を是正した日をもって、自動的に復活します。
 - 2. 「ライセンサー」による明示的な復活がなされ次第、復活します。

誤解を避けるために記すと、本第5条(b)は、「ライセンサー」が、「あなた」の本ライセンス文書の違反に対する救済を求めるために有する可能性のあるいかなる権利にも影響を及ぼしません。

- c. 誤解を避けるために記すと、「ライセンサー」は、いつでも、別の条項に基づき「ライセンス対象作品データ」を提供し、「ライセンス対象作品データ」の配布を停止することができます。ただし、その場合でも、本ライセンス文書は終了しません。
- d. 第1条、第4条、第5条、第6条、第7条は、本ライセンス文書が終了してもなお有効に存続します。

第6条 その他の条項

- a. 「ライセンサー」は、明示的に同意しない限り、「あなた」が通知するいかなる追加的な又は異なる条項・条件にも拘束されないものとします。
- b. 本書に記載のない「ライセンス対象作品データ」に関するあらゆる取決め、了解事項又は合意事項は、本ライセンス文書の条項とは切り離され、独立したものです。

第7条 解釈

- a. 誤解を避けるために記すと、本ライセンス文書は、本ライセンス文書に基づく許諾なしに行われる「ライセンス対象作品データ」のいかなる合法的な利用も減縮したり、限定した

り、制限したり、条件を課したりするものではなく、またそのように解釈されてはなりません。

- b. 可能な限度において、本ライセンス文書のいずれかの規定が執行不能とみなされた場合、本ライセンス文書は、執行可能とするために必要最小限度の範囲で自動的に変更されるものとします。当該規定の変更が不可能な場合、残余の条項の執行可能性に影響を与えることなく、当該規定は本ライセンス文書から切り離されるものとします。
- c. 「ライセンサー」の明示的な同意がない限り、本ライセンス文書のいかなる条項も、放棄されず、遵守しないことに同意されないものとします。
- d. 本ライセンス文書のいかなる条項も、「ライセンサー」や「あなた」に適用される、あらゆる特権や免責(司法権や当局の法的手続からの特権や免責を含みます。)に対する制限や放棄を構成するものではなく、またそのように解釈されるものではありません。

バージョン1.0:2021年8月5日 制定



cluster コミュニティガイドライン
117



[cluster - メタバースプラットフォーム](#)

2022年2月28日 17:44

メタバースプラットフォーム「cluster」の世界やイベントでは、様々な人が集まるコミュニティに参加することができます。clusterでは、**メタバース空間が世界のあらゆる人がお互いに敬意を持つ持続可能な「場」として**、すべての人々の創造力を加速する空間でありたいと願ってガイドラインを設けました。

目次

1. はじめに
2. 自由な表現と公共性
3. 安心・安全な場であるために
4. cluster での禁止行為
5. 1. ハラスメント行為(いやがらせ行為)
6. 2. 迷惑行為
7. 3. ユーザー間での注意について
8. 知的財産の尊重
9. ゲーム画像やキャラクター画像の利用について
10. 音楽の演奏や再生について

はじめに

メタバース空間が**世界のあらゆる人がお互いに敬意を持つ持続可能な「場」として**機能し、すべての人々の創造力を加速するには、次のような行動が必要だと考えています。

- さまざまな人の安心と安全を守る
- オープンで自由でいる
- クリエイティビティと挑戦
- 拍手や賞賛
- 自分とは違う他者への敬意
- 邪悪なものに手を出さない

こうした場をつくっていくために、以下のようなことをみなさんと共有したいと思っています。

自由な表現と公共性

アバターやワールド、その中での発言などは、ひとりひとりのアイデンティティや感情の自己表現として、それぞれに自由な表現ができることを大切にしています。一方で、性的な表現やグロテスクな表現など、それを見ることによって不安や恐怖、不快感を感じる場合があることも認識しています。

表現単体について、利用規約の範囲内であれば cluster から禁止などの措置をとることはありませんが、そこにいる他のユーザーから迷惑である、不快であるとの通報を受けた場合には、ペナルティーの対象とすることがあります。特にパブリックサーバーでは、さまざまな考え方、年齢層の人が利用する点に留意し、場の公共性を念頭においてご利用ください。

安心・安全な場であるために

私たちは、メタバース空間が物理世界ではできないような自由を提供する場であり、さまざまな人たちの創造力を加速する安心・安全な場であるように願っています。

一方で、自由に過ごすことがだれかの安心や安全をおびやかすこともあります。

物理世界と違って空間の自由度が高いメタバースの特性を利用して、cluster には以下のような、自らの安心・安全を保つ手段があります。

- 新しいサーバーを作成する
- パーティサーバー、プライベートサーバーを利用する
- 他のワールドに移動する
- ワールド内で声のとどかない範囲に移動する
- ミュート機能を利用する
- ブロック機能を利用する

だれかを迷惑だと思った場合には、まずこういった手段を利用することでご自分の快適な利用環境を守ってください。

cluster での禁止行為

cluster では、メタバース空間における恋愛関係や、物理的な身体への影響がないことを利用した戦闘行為などのロールプレイを楽しむことができます。

一方で、アバターを介したコミュニケーションにおいては、物理的な世界と同じように感じる人がたくさんいます。cluster では、次のような行為による通報があった場合には、ペナルティーの対象となることがあります。また、イベントにおいては追放の対象となることがあります。

1. ハラスメント行為(いやがらせ行為)

1-1 人種、宗教、性的指向、性別、健康や障害、出身国、民族、容姿といった、自ら変えることが困難な事象に基づく攻撃、脅迫、侮辱的な差別表現

特定の人種、宗教、性的指向、性別、健康や障害、出身国、民族、容姿などを理由に、コミュニティから追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの言動は、それを言われた人のみでなく見聞きした方々にも、悲しみや恐怖、不安感、不快感を抱かせるものとして禁止されています。通報があり差別表現が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティーが科されます。

1-2 卑猥、わいせつな表現、行為

卑猥、わいせつな表現、行為は原則的に禁止しています。通報が行われて、卑猥、わいせつな表現、行為が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティが科されます。

- 禁止行為の例
 - アバターの通常隠されている部分(下着など)をのぞく行為
 - 意思に反してアバターの身体に触れる痴漢行為
 - 性行為を連想させる動作
 - コメントやボイスチャットを用いて、性的な表現やそれを連想させる表現をする行為

1-3 つきまとい行為

他のユーザーに対して、後を追いかけて続けるなどのつきまとい行為は、ユーザーに対する不安を覚えさせる行為として禁止されております。通報によりつきまとい行為が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティが科されます。

- 禁止行為の例
 - 相手の意思に反してワールド内で追いかける行為
 - 相手の意思に反して移動先のワールドまで追いかける行為
 - 行動を監視していると思わせるような行為
 - フレンドリクエストを連続して繰り返し送る行為
 - ワールドへの招待を連続して繰り返し送る行為

1-4 アバターへの接触行為

アバターに対しては、現実世界と同様にパーソナルスペースを感じたり、それぞれの物理的世界の身体と同様に大切にされることがあります。このため、以下に挙げるようなアバターへの接触行為については禁止され、通報がおこなわれアバターへの接触行為が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティが科されます。

- 禁止行為の例
 - アバターを殴るなどの暴力行為
 - アイテムをアバターに突きつける暴力行為
 - 光をアバターにあてる
 - 他のユーザーとたびたび重なるような位置に移動する行為
 - 横になっているユーザーの上に乗るなどの行為
 - 相手の顔にアイテムを急に近づける行為
(視界からの刺激については強い危機感を覚えることがあり、多くの人に不快感をあたえます。)
 - その他ユーザーに不快感、不安感を与える接触行為
- 接触行為については、例えば握手やハイタッチなどのようにコミュニケーションの一環として行われる場合もあり、一概に接触のみをもって禁止するものではありません。現実世界での接触行為と同様に、お互いの関係性に基づいた範囲と場所で行動をしてください。

1-5 威圧感、恐怖感、不快感、羞恥心を抱かせる行動やアバターの利用

威圧感、恐怖感、不快感、羞恥心を抱かせる行動やアバターの利用は禁止されています。注意を与えようといった意図の場合であっても、他のユーザーの意思を一方向的に排除する言動やバカにするような言動は禁止されています。通報がおこなわれ威圧感、恐怖感、不快感、羞恥心を抱かせる行動やアバターの利用が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティが科されます。

- 禁止行為の例
 - 著しく粗野又は乱暴な言動をする行為
 - 他のユーザーに不快感を覚えさせるアバターの利用

1-6 出会いを目的とした行為、性的な関係を目的とした行為

ワールド内での交流を通じた関係性ができている場合や、合意に基づく場合に連絡先等を交換することは禁止行為に該当しませんが、相手が対応しないにもかかわらず繰り返し連絡先を聞き出そうとしたり、関係を求める言動は禁止されています。通報がおこなわれ出会いを目的とした行為、性的な関係を目的とした行為が確認された場合には、一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティが科されます。

また、未成年者のユーザーに対する出会いを目的とした行為、性的な関係を目的とした行為については、制限行為能力者である側面や青少年保護に鑑みて、当事者からの合意の言葉があった場合であってもペナルティが科されます。

- 禁止行為の例
 - メッセージやコメント、ボイスを使ったナンパ行為
 - 性的な関係をもとめるメッセージを送付する行為

1-7 その他、他のユーザーに対する嫌がらせであると認識される行為

2. 迷惑行為

ハラスメント行為に該当しないような行為であっても、他のユーザーの安心・安全をおびやかすような行為を指しこれらを禁止します。以下に迷惑行為を例示します。

- ワールド内の掲示や説明文などにより、明示されたルールに沿わない行為
- 大きすぎる音量の配信や作為的な繰り返しのコメントの投稿
- イベント、ワールド内でのゲーム等の進行の妨害
- 暴言・誹謗中傷・脅迫などの攻撃的な表現
- 意見の交換やアドバイスを越えた批判的、否定的な発言、一方的な価値観の押し付けとなる表現
- 公序良俗に反する表現
- ワールドやコミュニティなどから一方的に排除しようとする表現(ワールドや説明文などにより明示されたルールに沿う場合は除く)
- 不正なブロック、ミュートやそれを促す行為
- ワールドやコミュニティなどのルールに反する表現
- なりすまし行為
- 連鎖販売、情報商材、宗教等への勧誘行為
- その他、他のユーザーに迷惑を及ぼす表現

3. ユーザー間での注意について

利用規約やガイドラインに示したことについて違反していると感じた場合に、対象のユーザーとの信頼関係を越えた過剰な注意を行うことは、それ自身が迷惑行為になる可能性があることにご留意ください。

多くの皆様がこのコミュニティガイドラインに記載したことを理解し、多くの人が安心・安全に過ごせるようにご協力いただいていることを非常にありがたく感じています。一方で、このガイドラインを知っている人だけではなく、コミュニティには常にありがたいユーザーが参加し、さまざまな事情をもつユーザーがいるため、注意を行うことにより他のユーザーに驚きや恐怖、羞恥心を与えてしまうことがあります。

このため、注意をすることについては過剰にならない様に伝え方にご配慮いただくか、直接の注意をさけてこのガイドラインの存在について知らせること、または、cluster への通報を推奨します。cluster では、みなさまの安心・安全を守るために最大限の努力をしております。

知的財産の尊重

cluster では様々なユーザーコンテンツを利用して楽しむことができるようになっています。例として、映像、画像、音声、テキスト、アバターやワールドなどの 3D データなどがあります。

クリエイティブを加速する場として、cluster では多くの人が創作を楽しめるように、それぞれの知的財産を尊重し、他者の知的財産権や利益を侵害する行為を禁止しています。

ゲーム画像やキャラクター画像の利用について

ゲーム画像やキャラクター画像には製作者や制作会社の著作権があり、公開されているからといってアイコンやアバターに利用できるわけではありません。一方で利用を許諾されたデータもあります。これらの著作物についても、他の著作物と同様に著作権者の許諾があるものについてのみ cluster 上でご利用いただくことが可能です。

音楽の演奏や再生について

音楽にはその音楽を作った人や、演奏してる人がいて、知的財産についての権利をもっています。cluster 内では、権利を持っている人や管理する人から配信についての許可をもらった音楽のみ利用することができます。

イベントでは、cluster を通した楽曲利用申請を行うことで演奏したり自作音源を流したりすることが可能になります(2022/02 時点:ワールドにはこの申請はありません)。なお、原盤権(元の CD 等の音源をそのまま流す権利)は本申請を行っても許可されるわけではないので予めご注意ください。(参照: [使用楽曲の登録\(イベント\)](#))

また、そもそも演奏や配信をしてもよいという条件で配布されている楽曲や音楽もあります。こういった配布されている楽曲や音楽を探して利用することもできます。利用条件や範囲がそれぞれの楽曲や音楽の利用許諾などに定められているので、cluster 内での配信が許可の範囲に入るのか、ご自身で確認の上ご利用ください。

著作権侵害の判断について

cluster では、他者の権利を侵害しているか否かについて、cluster による著作権者の方への連絡や調査は原則として行いません。許諾を明示するものもあれば、そうでない物もあるという状況に鑑みて、侵害の判断やそれに伴う措置は、権利者からの申請に基づいて行います。

一方で、通報があった場合には、許諾を得た利用かどうかを確認させていただくことがあります。

違反に対する措置

利用規約や、ガイドラインへの違反が見つかった場合、違反の状況に鑑みて一定期間の利用停止措置、一部機能の利用停止措置などのペナルティを課すことがあります。本サービスの利用に関連するガイドラインへの違反行為は、ユーザーの皆様の安全と安心を守るという当社の業務を阻害する、損害をおよぼす行為と考えており、損害賠償請求等の法的措置を含む断固とした対応をはかります。

関連:

- [cluster 利用規約](#)
- [法人利用・営利利用のガイドライン](#)
- [cluster をライブ配信したい方へ](#)